

# 第二次白石市国土強靱化地域計画

令和8年3月

白 石 市



# 目次

<b>第1章 本計画の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画期間.....	3
4. 本市の地域特性.....	3
(1) 気象.....	3
(2) 社会特性.....	4
5. 目指す将来像.....	5
6. 基本目標.....	5
<b>第2章 脆弱性評価</b> .....	<b>6</b>
1. 想定するリスク.....	6
(1) 地震.....	6
(2) 風水害.....	10
(3) 蔵王山の噴火.....	12
(4) 土砂災害.....	12
2. 事前に備えるべき目標.....	13
3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	13
4. 施策分野の設定.....	15
5. 脆弱性評価の実施.....	15
(1) プログラムの整理.....	15
(2) プログラムの評価.....	16
(3) 個別施策分野ごとの評価.....	16
(4) 脆弱性評価結果及び結果を踏まえた対応方針の整理.....	16
<b>第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果・     対応方針</b> .....	<b>17</b>
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	18
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ.....	27
3. 必要不可欠な行政機能を確保する.....	36
4. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	39

5. 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	43
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	47
<b>第4章 対応方針の重点化と計画の進捗管理</b>	<b>52</b>
1. 対応方針の重点化	52
(1) 重点化の視点	52
(2) 重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の選定	52
2. 計画の進捗管理	53
(1) 推進体制	53
(2) 進捗状況の把握	53
(3) 計画の見直し	53
<b>〔別記1〕 施策分野ごとの脆弱性評価結果</b>	<b>54</b>
1. 個別施策分野	54
2. 横断的施策分野	59
<b>〔別記2〕 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業</b>	<b>62</b>
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	62
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	68
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	75
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	76
5. 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	78
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	80

## 第1章 本計画の位置づけ

### 1. 計画の策定趣旨

国においては、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の経験を教訓として、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、同法第 10 条に基づき、平成 26（2014）年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

平成 30（2018）年 12 月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢等の変化を踏まえ、国土強靱化の更なる加速化・深化を目的とした基本計画の見直しを行うとともに、令和 2（2020）年 6 月には、PDCA サイクルの充実・強化を目的とした「国土強靱化年次計画 2020」を策定する等、政府一丸となった強靱な国づくりが進められています。

国土強靱化基本計画が制定されて 10 年が経過しようとする中、令和 5 年（2023）年 6 月に国土強靱化実施中期計画の策定の法律化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とし基本法が改正され、継続的かつ安定的に国土強靱化の取り組みを進めることが可能となるとともに、同年 7 月には、新たな国土強靱化基本計画が策定され、デジタル等新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されたところです。

#### <基本計画における国土強靱化の基本目標>

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する

また、宮城県においても、基本法第 4 条において、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定されていることから、同法第 13 条に基づく「国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針」として、平成 29（2017）年 4 月に「宮城県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）が策定され、令和 7（2025）年には同年度を始期とする第 3 期県計画が策定されています。

このような中、本市においても、東日本大震災や令和元（2019）年 10 月に発生した令和元年東日本台風により、大きな被害が発生する等、今後も頻発する地震や気候変動による風水害の激甚化等、多岐にわたる大規模自然災害の発生の恐れが懸念される中、こうした災害がいつ

何時起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくことが必要です。

こうした趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な都市を作り上げていくため、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針として令和3年3月に「白石市国土強靱化地域計画」を策定していますが、計画期間の5年が終了することを受け、期間中に改定された基本計画及び県計画と整合を図り、近年ますます激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、本市が抱えるリスクと脆弱性を改めて評価・検討し、強靱化の推進を図ることを目的として、令和8（2026）年度を始期とする「第二次白石市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、基本計画及び県計画との調和・連携を図るとともに、「第六次白石市総合計画」との整合を図りつつ、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する各分野の計画等の指針となるものです。

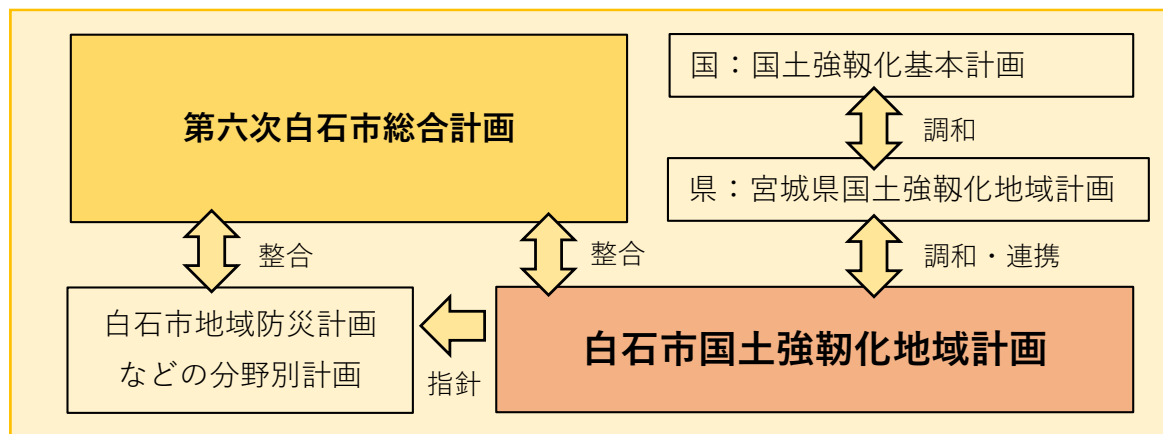


図1 国土強靱化にかかる計画の体系

## 3. 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度を初年度とする令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4. 本市の地域特性

本市は、宮城県の南端にあり、北西には雄大な自然景観をもつ国定公園蔵王連峰と東には阿武隈山系が連なる、南北に長い盆地のまちです。

市街地の北側を白石川が西から東に流れ、町中の隅々にまで先人たちが築き上げた掘割が巡り、豊かな水が町並みを作り上げています。

### （1）気象

本市は、気候帯的（大局的）に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候といえることができますが、位置的には内陸であることから、夏は湿度が高く暑さが厳しく、冬は乾燥し、季節風が強くて体感温度が厳しい寒さとなります。

気象庁のデータによると、直近5年間（令和2年度～令和6年度）の本市の年平均気温は13.2℃で、日平均最高気温は18.5℃、日平均最低気温は8.5℃です。年平均降水量は、1,100mm前後で、日最大降水量は148.5mmとなっています。

表1 白石市の気温、降水量

		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	平均
気温：℃	年平均	12.4	12.8	12.8	14.1	14.1	13.2
	平均最高	17.2	18.0	18.0	19.8	19.5	18.5
	平均最低	8.1	8.1	8.1	9.0	9.3	8.5
	日最高	35.7	35.2	35.9	36.9	35.7	35.9
	日最低	-7.3	-9.9	-6.9	-7.3	-7.5	-7.8
降水量：mm	年平均	1,532.0	1,147.0	1,109.0	1,054.5	1,016.5	1,171.8
	日最大	148.5	51.0	70.5	81.5	81.5	86.6

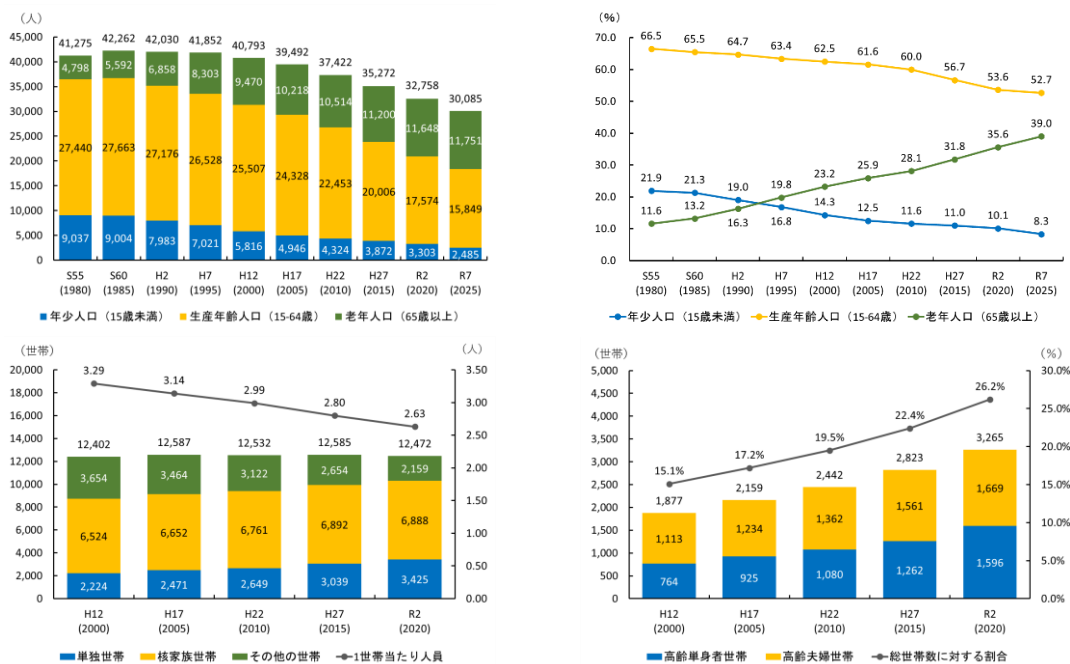
(出典：令和6年版白石市統計書をもとに整理)

(2) 社会特性

① 人口・世帯

本市の総人口は、昭和60(1985)年から減少傾向となり、令和7(2025)年10月には30,085人となっています。年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加し続けており、約2.6(30,085人/11,751人)人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

本市の世帯数は、平成12(2000)年以降、12,500世帯前後で推移しています。世帯構成をみると、単独世帯及び核家族世帯が増加しています。特に高齢者のひとり暮らし、高齢夫婦世帯が大きく増加しており、総世帯の2割以上が高齢者のみの世帯となっています。



(出典：国勢調査をもとに整理※R7人口は令和7年10月1日現在の住民基本台帳人口をもとに整理)

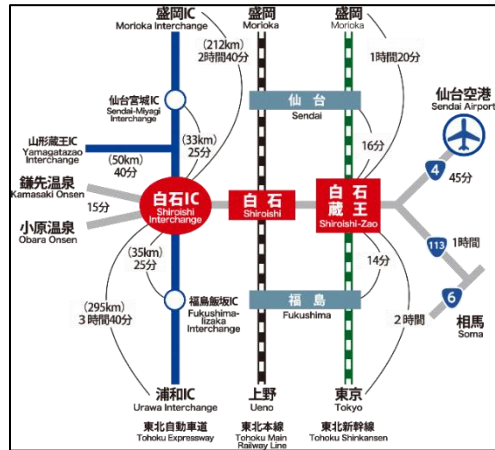
図2 白石市の人口・世帯の推移

② 交通

本市には、南北に東北新幹線と東北自動車道が走り、市内にはそれぞれ白石蔵王駅、白石インターチェンジが設置されています。

東京駅から白石蔵王駅まで東北新幹線で約2時間という好アクセスにより、宮城蔵王の玄関口となっています。

また、仙台市と福島市のほぼ中央に位置し、どちらからも新幹線で約15分、高速道路で約25分という好アクセスに加え、仙台空港へのアクセスもしやすい交通の要衝となっています。



(出典：「第六次白石市総合計画」令和3年4月白石市)

図3 白石市の交通

5. 目指す将来像

本市は、東日本大震災、令和元年東日本台風により、甚大な被害を受けました。これらの経験を踏まえ、さらに今後も頻発する地震や気候変動による風水害の激甚化等、大規模自然災害の発生が懸念されていることから、市民一人ひとりが防災意識の向上を図り、市民、地域、企業、防災関係団体等が連携した地域防災力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを推進していくこととします。

目指す将来像：

**「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」  
を実現する 防災・減災対策の充実・推進**

6. 基本目標

基本目標は、本市の国土強靱化を推進する上で最も重要な基本的な方向性を示すものとして、基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針等を踏まえ、次の4つを設定します。

- いかなる災害等が発生しようとも、
- ① 人命の保護が最大限図られること
  - ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
  - ④ 迅速な復旧復興を図ること

## 第2章 脆弱性評価

脆弱性評価は、本市の国土強靱化を図る上で、リスクと考えられる各種自然災害を念頭に、事前に備えておくべき目標や絶対に起きてはならない最悪の事態を想定し、現在の本市に足りない判断されるもの（脆弱と判断されるもの）を把握します。

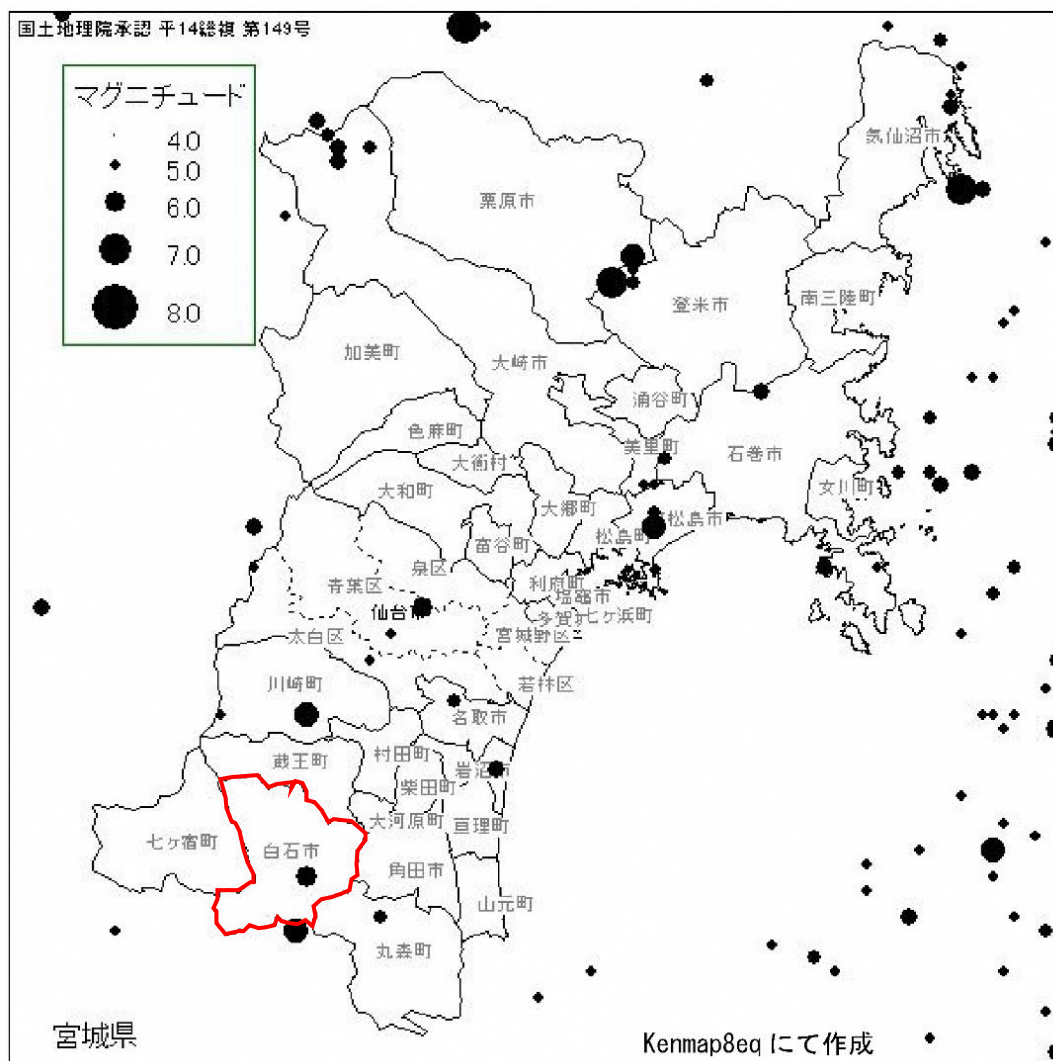
### 1. 想定するリスク

本計画において想定するリスクは、基本計画や県計画を踏まえ、地震、豪雨や台風等の風水害、土砂災害等、大規模自然災害全般を想定します。

#### (1) 地震

##### ① 過去に発生した県内を震源地とする地震

宮城県及び周辺を震源とする過去の地震の発生状況は、下図に示すとおりであり、本市にも、震源地を有するマグニチュード6～7程度の地震の発生が見られます。



(出典：「宮城県耐震改修促進計画」令和3年改定 宮城県)

図4 県内の主な地震発生源

## ② 宮城県で想定される地震

「宮城県第五次地震被害想定調査」(令和5(2023)年11月 宮城県防災会議地震対策専門部会)では、東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震(連動型)、スラブ内地震、長町-利府線断層帯地震の4地震による想定被害が予測されています。

これらの地震のうちマグニチュードが最も大きいのは東北地方太平洋沖地震でマグニチュード9.0と予測されており、県内の被害は、建物全壊が78,318棟、死者数5,481人となっています。(表2)

本市の被害は、いずれの地震でも比較的少なく、最も大きな被害が想定されているスラブ内地震では、建物全壊48棟、死者1人となっています。しかし、市内では最大震度5弱～6弱、半壊建物や避難者・負傷者の発生が予測されています。(表3)

表2 宮城県内の地震被害想定調査結果

項目		①東北地方太平洋沖地震	②宮城県沖地震(連動型)	③スラブ内地震	④長町-利府線断層帯の地震	
モーメント・マグニチュード(Mw)		9.0	8.0	7.5	7.5	
予想震度		県内の広い範囲で震度6弱から震度6強が予想される。	県内の広い範囲で震度6弱、一部の地域で震度6強が予想される。	県内の広い範囲で震度6強、一部の地域で震度7が予想される。	仙台圏を中心に震度6強、一部の地域で震度7が想定される。また他の3つの地震と比較して震源が浅いため、局所的に強い振動が予想される。	
液状化危険度		比較的揺れが局所である長町-利府線断層帯地震を除き北上川・鳴瀬川流域や沿岸部で液状化危険度が高くなっている。				
主な想定被害の結果	建築物	全壊・焼失棟数	78,318 棟	6,088 棟	18,649 棟	23,787 棟
		うち揺れによる被害	6,696 棟	5,415 棟	9,281 棟	4,737 棟
		うち津波による被害	69,429 棟	153 棟	0 棟	
		うち火災による被害(地震火災)	2,193 棟	520 棟	9,368 棟	19,051 棟
		半壊棟数	72,662 棟	28,635 棟	38,602 棟	18,151 棟
		うち揺れによる被害	32,278 棟	28,243 棟	38,590 棟	18,151 棟
		うち津波による被害	40,384 棟	392 棟	12 棟	
	人的	死者数	5,481 人	85 人	749 人	1,062 人
		負傷者数	3,905 人	938 人	3,646 人	3,093 人
		うち重傷者数	371 人	101 人	622 人	646 人
		揺れによる建物被害に伴う要救助者数	288 人	138 人	1,056 人	1,590 人
		津波被害に伴う要救助者数	22,936 人	3 人	0 人	
		津波被害に伴う要捜索者	7,320 人	37 人	7 人	

(出典:「宮城県第五次地震被害想定調査」令和5年11月 宮城県防災会議地震対策等専門部会をもとに作成)

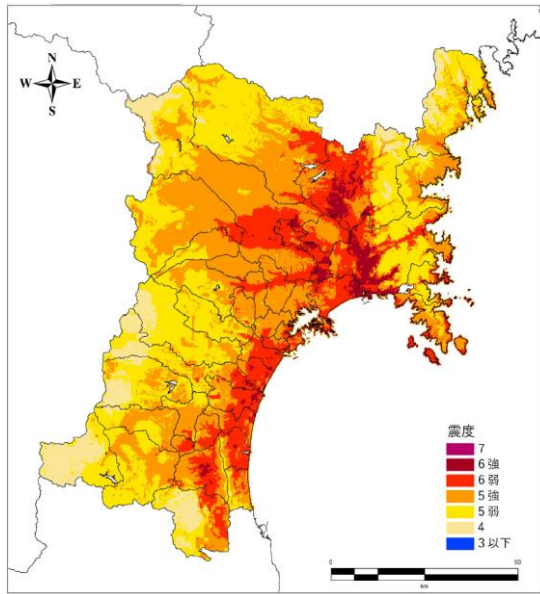
表 3 白石市内の地震被害想定調査結果

項目		①東北地方 太平洋沖地震	②宮城県沖地震 (連動型)	③スラブ内地震	④長町-利府線 断層帯の地震
建築物	全壊・焼失棟数	30 棟	8 棟	48 棟	0 棟
	うち揺れによる被害	30 棟	8 棟	48 棟	0 棟
	うち津波による被害	0 棟	0 棟	0 棟	
	うち火災による被害 (地震火災)	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊棟数	130 棟	38 棟	228 棟	2 棟
	うち揺れによる被害	130 棟	38 棟	228 棟	2 棟
	うち津波による被害	0 棟	0 棟	0 棟	
人的	死者数	0 人	0 人	1 人	0 人
	負傷者数	6 人	0 人	25 人	0 人
	うち重傷者数	0 人	0 人	2 人	0 人
	揺れによる建物被害に伴う 要救助者数	1 人	0 人	7 人	0 人
	津波被害に伴う要救助者数	0 人	0 人	0 人	
津波被害に伴う要捜索者	0 人	0 人	0 人		

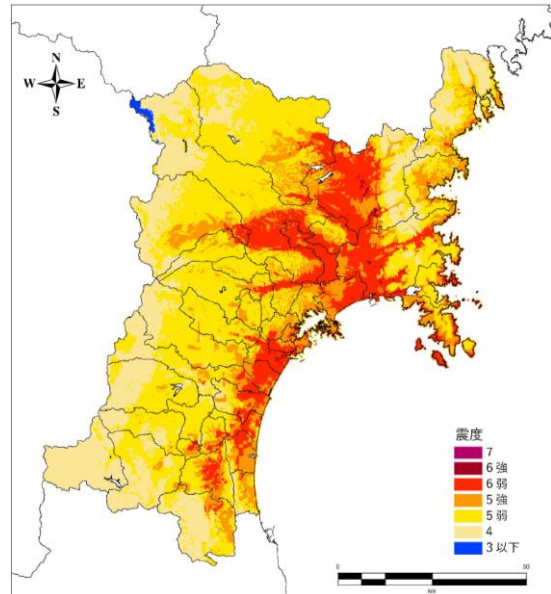
(注) 宮城県内及び白石市内の被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向きが西北西、風速が8m/秒として想定した数字である。

(出典:「宮城県第五次地震被害想定調査」令和5年11月宮城県防災会議地震対策等専門部会をもとに作成)

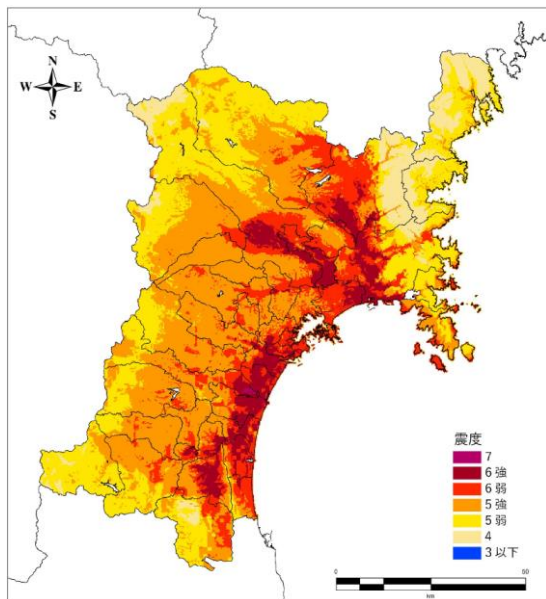
① 東北地方太平洋沖地震



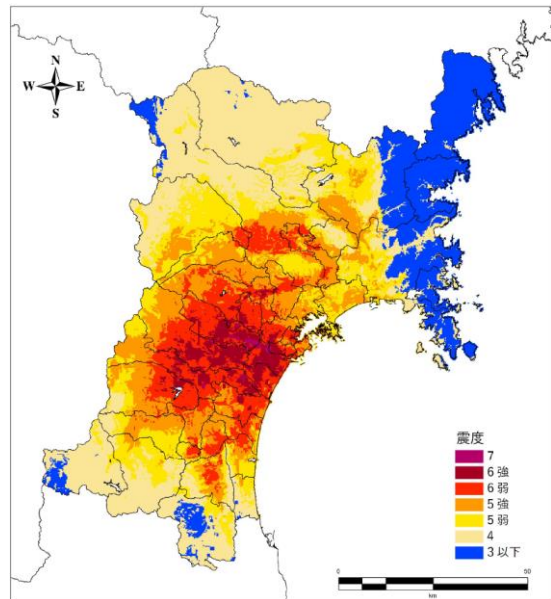
② 宮城県沖地震（連動型）



③ スラブ内地震



④ 長町-利府線断層地帯地震



(出典：「宮城県第五次地震被害想定調査」令和5年11月宮城県防災会議地震対策等専門部会)

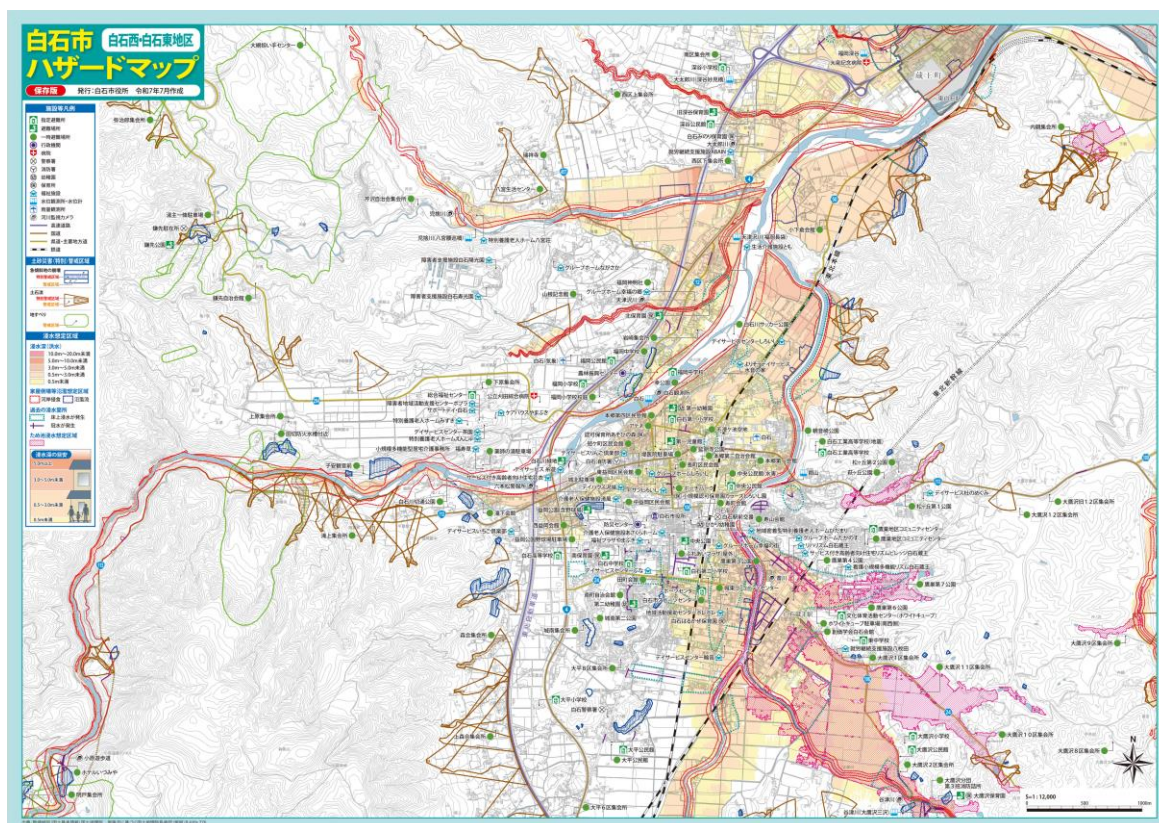
図5 4地震の被害想定調査結果

(2) 風水害

宮城県が作成した阿武隈川水系白石川・斎川・高田川・児捨川圏域の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）等を反映した「白石市ハザードマップ」では、市街地を流れる白石川と斎川の氾濫による浸水及びため池に被害があった場合による浸水が想定されています。

白石川と斎川による浸水区域は、中心市街地に広がっており、最深 5.0m～10.0m未満で、多くの建物の浸水被害が想定されています。

また、ため池による浸水区域は、ため池がある下流域を中心とした浸水被害が想定されています。



(出典：「白石市ハザードマップ（白石西・白石東地区）」令和7年7月 白石市）  
 ※そのほかの地区については、白石市ホームページに掲載されているハザードマップを参照

図 6 白石市ハザードマップ

内水による浸水は、過去に発生した床上浸水や冠水した道路等の実績に基づき想定されています。

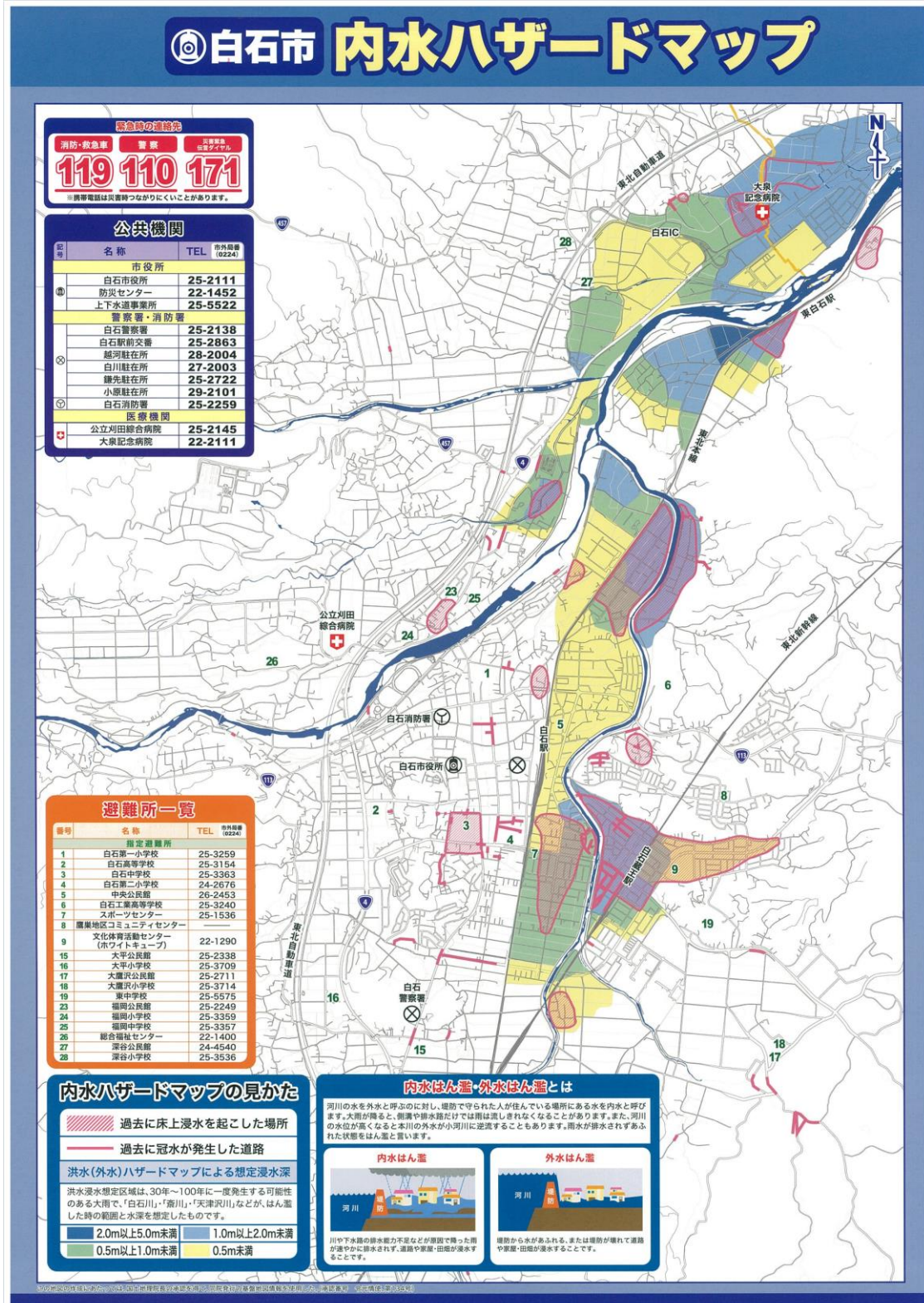
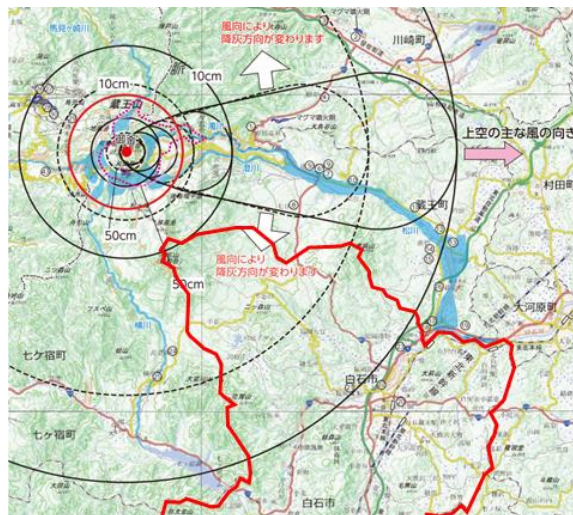


図7 内水ハザードマップ

### (3) 蔵王山の噴火

蔵王山が噴火した場合における噴石による直接的な影響は少ないものの、降灰は噴火時の風向により、市街地周辺で約1cmと想定されています。

- 想定火口(マグマ噴火)
- 噴石分布予想範囲(水蒸気噴火期)
- 噴石分布予想範囲(マグマ噴火期)
- 🌀 降灰後の土石流の発生予想範囲
- 🌊 融雪型火山泥流の発生予想範囲(マグマ噴火期)  
※詳細は裏面参照
- 🌫️ 火砕サージの到達予想範囲
- ⊖ 降灰の分布予想範囲(水蒸気噴火期)  
(数字は灰が積もる厚さ)
- ⊖ 降灰の分布予想範囲(マグマ噴火期)  
(数字は灰が積もる厚さ)
- ① 避難施設
- ✂️ 県境
- 市町村界
- 国道
- 高速道路



(出典：「蔵王山火山防災マップ」令和7年1月 宮城県)

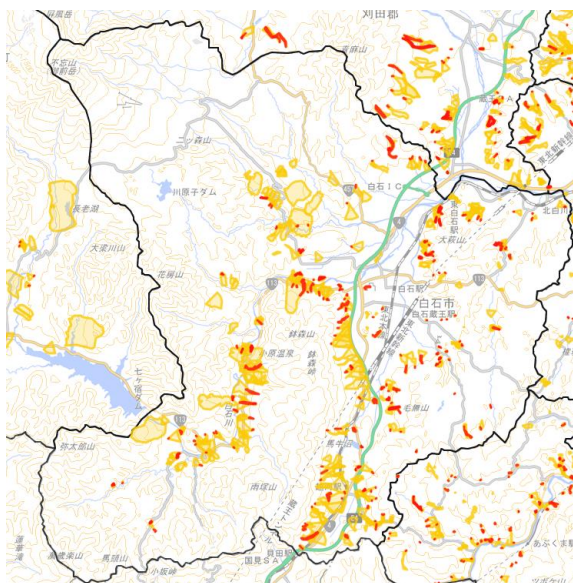
図8 蔵王山火山防災マップ

### (4) 土砂災害

土石流・急傾斜地・地すべりを対象とした、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が市内各所で指定されています。

#### 急傾斜地・土石流・地すべり

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域



(出典：宮城県砂防総合情報システム MIDSKI 宮城県)

図9 白石市における土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

## 2. 事前に備えるべき目標

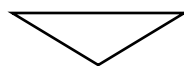
事前に備えるべき目標とは、前項に掲げた本市で想定される災害に対応するあらゆるリスクを見据えつつ、何が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な国土をつくり上げていく上で、事前に備えるべき具体的な目標として示すものです。

基本計画や県計画を踏まえつつ、次の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

### 《基本目標》

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること



### 《事前に備えるべき目標》

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

ここでは、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、本市でのあらゆる大規模自然災害等を想定しながら、最悪の事態に陥らないための事前に取り組むべき施策を考えるための項目を洗い出します。

基本法では、脆弱性評価について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。

本計画では、この規定に準拠した上で、基本計画及び県計画が設定している「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえつつ、本市の地域特性や想定するリスクを勘案し、事前に備えるべき6つの目標と、25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

表4 本市における大規模自然災害時での起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものを含む）
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能麻痺
		2-3	孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による競争力の低下（サプライチェーン寸断等による地元企業の生産力低下）
		4-2	食料等の安定供給停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な影響
		4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		5-2	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		5-3	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

#### 4. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に合わせ、基本法第9条に規定された脆弱性評価を行うために必要な施策分野として、次の7つの個別施策分野と3つの横断的施策分野を設定します。

表5 施策分野の設定

【個別施策分野】	【横断的施策分野】
(1)行政機能 (2)住宅・都市・土地利用 (3)保健医療・福祉 (4)産業・農林業 (5)交通・物流・情報通信 (6)国土保全・環境 (7)教育・文化	(1)老朽化対策 (2)リスクコミュニケーション (3)デジタル活用

#### 5. 脆弱性評価の実施

脆弱性の評価にあたっては、リスクシナリオを横軸に、各施策分野を縦軸としたマトリクスを用いて行います。

なお、脆弱性評価は、リスクシナリオごとに整理するとともに、施策分野ごとに整理を行うものとします。また、脆弱性評価にあたっては、単に施策・事業の展開数のみを評価するのではなく、当該施策・事業の防災・減災対策に資する効果についても評価を行います。

##### (1) プログラムの整理

はじめに、現在、本市で取り組んでいる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策（事業）群を「プログラム」として整理します。

表6 「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係（例）

リスクシナリオ	個別施策分野			
	行政機能	住宅・都市・土地利用	保健医療・福祉	・・・
大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・消防施設整備事業等	・木造住宅耐震改修工事助成事業等	・就学教育・保健施設整備事業等	
地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・消防施設整備事業等	・公園施設維持管理委託事業等		
突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものを含む）	・水防資機材の整備 ・ハザードマップの見直し・周知等	・下水道事業圏に基づく雨水対策		
・ ・				

**プログラム**  
「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策群

(2) プログラムの評価

次に、各プログラムを構成する個別の施策（事業）ごとの課題や進捗状況を把握し、施策（事業）によって「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避が可能であるかを検討します。不可能である場合には、何が足りないかということ『脆弱性』として評価し、その結果を、プログラムごとに取りまとめます。

(3) 個別施策分野ごとの評価

個別施策分野ごとに取り組むべき課題を明らかにするため、評価結果を個別施策分野ごとに整理します。

表 7 脆弱性評価・分析の方法（例）

リスクシナリオ	個別施策分野				プログラムの評価（脆弱性を評価）
	行政機能	住宅・都市・土地利用	保健医療・福祉	・・・	
大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・消防施設整備事業等	・木造住宅耐震改修工事助成金等	・就業前教育・保健施設整備事業等		→
地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・消防施設整備事業等	・公園施設維持管理委託事業等			
突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものを含む）	・水防資機材の整備 ・ハザードマップの見直し・周知等	・下水道事業計画に基づく対策事業等			
・ ・	個別施策分野ごとの評価（整理）				

(4) 脆弱性評価結果及び結果を踏まえた対応方針の整理

以上の脆弱性評価の実施により行ったプログラムの評価（脆弱性を評価）及び個別施策分野ごとの評価（整理）結果は、第3章「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の脆弱性評価結果・対応方針」及び〔別記1〕施策分野ごとの脆弱性評価結果として整理しました。

### 第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果・対応方針

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方針との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、脆弱性評価結果及び対応方針を次に整理しました。また、これらの対応策の目標とする進捗度を、可能な限り定量的に示すため、重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

**1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生**

**公共施設の耐震化**

《脆弱性評価結果》

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、本市において震度 6 弱以上を観測し、道路や多数の公共施設が被災し、多くの家屋が倒壊するなど未曾有の大災害に見舞われました。

昭和 48 年建築の市役所庁舎は、耐震補強が行われているものの築後約 50 年経過、学校教育施設は、昭和 40～50 年代に建設されたものが多く、全体の約 8 割は築後 30 年以上経過、スポーツ・レクリエーション施設も、すべての建物が築後 20 年以上経過するなど、老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合等の問題が生じています。

また、公共施設は、日常的に不特定多数の人々が集まる施設であることから、それ本来の機能を維持することが必要です。

《対応方針》

- ・ 行政施設・学校施設・社会教育施設において、施設に求められる安全性・機能を確保しながら効率的・効果的な再配置等を実現するため、個別の施設ごとに今後の方向性、改修内容や改修時期等を記載した、具体的な計画を策定します。
- ・ 庁舎、学校、病院、公民館等様々な応急対策活動拠点や避難所となる公共施設の耐震性の強化を促進します。
- ・ 長期にわたり施設を安全・安心に利用するため、日常的・定期的に施設の点検、清掃等の維持管理を実施します。
- ・ 安全で快適な保育・教育環境の充実を図るため、老朽化した公立保育園・幼稚園でも安心して子育てできる環境の整備に努めます。

**住宅・民間建築物の耐震化**

《脆弱性評価結果》

本市は震災を受けておらず、城下町として発展してきた市街地形態を色濃く残す町並みが随所にあります。一方、老朽化した木造密集市街地が多く、防災活動の支障となることが予想されます。特に、旧市街地においては、道路・公園等の公共空間・オープンスペースが不十分のままであり、各種災害に対して構造的に脆弱です。

また、屋外ブロック塀の倒壊等による人的被害や空家の問題も顕在化しています。

<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対して、建築物の耐震化等の必要性について普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じるなどの支援を行います。</li> <li>・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修計画を作成するとともに、耐震工事及び建替え工事については補助金の交付などを実施します。</li> <li>・ 通学時の児童等、通行人の安全確保のため、通学路などに面した危険ブロック塀等の除去に対し助成金の交付を実施します。</li> <li>・ 空家の所有者が自発的・持続的に適正管理を行うことができるよう、所有者及び管理者への空家の状況の周知など対応を進め、空家管理を促進します。</li> </ul>
<p><b>消防団の強化</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>消防団は災害時だけでなく平常時も地域社会で重要な役割を果たしており、その維持が必要です。ただし、消防団員の高齢化や加入不足が続き、消防団分団では定員の確保に苦慮しています。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団協力事業所表示制度等により消防団員を確保するとともに、消防演習や消防学校の訓練により人材育成を推進し、災害対応力の強化を図ります。</li> </ul>
<p><b>地域防災力の向上</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害時、被害を防止・軽減するためには、住民の自主的な防災活動が不可欠となります。住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果を最大限発揮することができるよう、地域に密着した自主防災組織の結成等の促進が必要です。</p> <p>また、市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できる体制づくりが必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。</li> <li>・ 地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練等を実施することで、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の啓発と防災技術の習得を図ります。</li> <li>・ 市役所や行政機関が被災し、人、物、情報等を利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定、業務の執行体制や対応手順に関するマニュアルの習熟や定期的な見直しを進めます。</li> </ul>
<p><b>相互応援体制の整備</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。</p>

<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。</li> </ul>
<p><b>道路防災機能の強化</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害時には、倒壊した電柱や電線が緊急車両等の通行に影響を及ぼすなど、種々の危険があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災機能の強化・向上、良好な景観の形成などの観点から、無電柱化が必要な道路において事業を促進します。</li> <li>・ 災害時にも安心して通行できる強靱な道路整備を計画的に実施します。</li> </ul>
<p><b>防災拠点の整備</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>都市公園や緑地は、緑のオープンスペースとして、市民の憩いやレクリエーション・スポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼遮断、避難地・救護活動の場として、防災上重要な役割を担っています。そのため、災害時の緊急利用を十分に考慮した公園の整備及び保全が必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時、避難場所となる公園は、平常時の利用に加えて、防災、景観形成等多面的な機能を有していることから、安全・安心に利用できるよう維持管理を実施します。</li> <li>・ 災害時に道の駅と一体となって防災機能を発揮する公園の整備を推進します。</li> </ul>

<b>1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</b>	
<b>消防団の強化</b>	
《脆弱性評価結果》 消防団は災害時だけでなく平常時も地域社会で重要な役割を果たしており、その維持が必要です。ただし、消防団員の高齢化や加入不足が続く、消防団分団では定員の確保に苦慮しています。	
《対応方針》 ・ 消防団が災害時に最大限機能を発揮できるよう、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の定期的な更新・修繕を図ります。 ・ 消防団協力事業所表示制度等により消防団員を確保するとともに、消防演習や消防学校の訓練により人材育成を推進し、災害対応力の強化を図ります。	
<b>地域防災力の向上</b>	
《脆弱性評価結果》 災害時、被害を防止・軽減するためには、住民の自主的な防災活動が不可欠となります。住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果を最大限発揮することができるよう、地域に密着した自主防災組織の結成等の促進が必要です。 また、市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できる体制づくりが必要です。	
《対応方針》 ・ 各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。 ・ 地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練等を実施することで、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図ります。 ・ 市役所や行政機関が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定、業務の執行体制や対応手順に関するマニュアルの習熟や定期的な見直しを進めます。	
<b>市街地の不燃化</b>	
《脆弱性評価結果》 地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、甚大な被害になる可能性が高いため、出火防止等に万全を期す必要があります。本市は市街地に木造建築物が多数残っているため、火災が延焼する危険性が高く、計画的な不燃化や火災予防対策の推進が必要です。	
《対応方針》 ・ 市街地の不燃化事業、各種面的整備事業等により、道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努めます。	

相互応援体制の整備
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。</li> </ul>
延焼遮断のための公園・緑地の確保
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>都市公園や緑地は、緑のオープンスペースとして、市民の憩いやレクリエーション・スポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼遮断、避難地・救護活動の場として、防災上重要な役割を担っています。そのため、災害時の緊急利用を十分に考慮した公園の整備及び保全が必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地での火災の延焼防止機能を有する公園緑地の整備・充実を図ります。</li> </ul>

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものを含む)
<b>総合的な浸水対策の推進</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>台風、集中豪雨などにより河川等の氾濫が発生し、流域の人家等に被害を及ぼす恐れがあります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害を軽減するため、河川の改修、ダム・ため池の崩壊防止、水田の流出抑制機能の維持・保全を図るとともに、排水不良箇所の解消を図ります。</li> <li>・ 下水道管理者は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努めます。</li> <li>・ 洪水調整機能や貯水機能等の多面的機能を有するダムの老朽化対策、堆積土砂撤去等の維持・管理を行うとともに、農業用ため池の適正な維持管理やため池ハザードマップによる危機管理に加え、老朽化しているため池の長寿命化等により、災害発生の抑止を図ります。</li> <li>・ 内水ハザードマップを作成・公表し、想定される浸水区域や浸水深、避難行動のあり方を住民・事業者・行政で共有することで、浸水リスクの「見える化」を進め、防災意識の向上と適切な避難行動の促進を図ります。</li> </ul>
<b>水防体制の充実</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>台風や集中豪雨などに備え、水防体制の確立や水防資機材の充実を図る必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害時に必要となる砂等の原材料を、災害時に各地区の拠点となる公民館に配備します。また、水防活動に必要な土のう袋やコンテナパック等の消耗品を備蓄します。</li> <li>・ 地域における消防防災の要である消防団が災害時に対応できるよう、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の定期的な更新・修繕を図ります。</li> <li>・ 消防団協力事業所表示制度等により消防団員を確保するとともに、消防演習や消防学校の訓練により人材育成を推進し、災害対応力の強化を図ります。</li> </ul>
<b>地域防災力の向上</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害時、被害を防止・軽減するためには、住民の自主的な防災活動が不可欠となります。住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果を最大限発揮することができるよう、地域に密着した自主防災組織の結成等の促進が必要です。</p> <p>また、市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できる体制づくりが必要です。</p>

《対応方針》

- ・ 各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。
- ・ 地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練等を実施することで、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図ります。
- ・ 市役所や行政機関が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定、業務の執行体制や対応手順に関するマニュアルの習熟や定期的な見直しを進めます。

**相互応援体制の整備**

《脆弱性評価結果》

災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。

《対応方針》

- ・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。

<b>1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</b>
<b>土砂災害等の対策の推進</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>県指定の土砂災害に関する危険箇所の把握と周辺住民への周知・予防対策に努める必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び防災関係機関は、災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を実施します。</li> </ul>
<b>火山降灰対策の整備</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>本市では、蔵王山噴火による降灰被害が想定されています。火山灰の厚さが1mmというわずかな量であっても、車、鉄道などの運行は中止になる可能性があります。また、火山灰が電線等に付着することによる停電や浄水場の取水口フィルターの目詰まりによる断水等、ライフラインに影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蔵王山噴火による降灰の速やかな撤去と灰置き場の確保等の体制を確立します。</li> </ul>
<b>1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</b>
<b>大雪時の除雪、路面凍結防止の推進</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>暴風雪及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減が必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雪による市街地や集落の孤立を防止するため、道路除雪車両等の機器の整備・更新や除雪人員の確保、道路凍結防止剤の備蓄等を推進します。また、豪雪時の雪崩の発生による河川の分断に伴う水の氾濫や道路の分断等を早期に解除するための機器の整備を推進します。</li> <li>・必要な除雪資機材の整備や雪崩防止柵や防雪柵等の整備により、豪雪害時における道路交通の整備に努めます。</li> <li>・降積雪、気温等の気象情報を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施します。</li> <li>・市、国及び県は地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の対策を講じます。</li> <li>・積雪期における消防水利の確保に努めます。</li> </ul>

【関連する KPI】

【重要業績評価指標】				
指標 (KPI)	基準 (R7年度)		目標 (R12年度)	
	実績値	単位	目標値	単位
消防ポンプ更新数	3	台/年	15	台
消防ポンプ積載車更新数	3	台/年	15	台
消防団協力事業所の登録数	7	事業所	8	事業所
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	45	団体/年	70	団体/年
総合防災訓練への16歳以上参加率 (16歳以上の人口比)	13.18	%	13.00	%
木造住宅耐震化率	78	%	95	%
都市公園施設の長寿命化施設数	547	施設	688	施設
無電柱化推進計画事業の完了	—		令和13年完了	
教育に関する事務の点検・評価報告書 「事業評価シート」中、「事業名：学校施設環境整備事業」におけるB評価以上の数	1	回	5	回
公共施設総合管理計画に基づき施設の縮減・長寿命化を実施した施設数	0	施設	5	施設
被災時に支援物資、復旧資機材の集積拠点となる公園広場の整備	0	箇所	1	箇所
防災対策の満足度増加	15	%	30	%
水防資器材の整備率	100	%	100	%
ハザードマップの確認	1	回/年	5	回
雨水幹線整備面積	86	ha	94.18	ha

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足	
<b>消防団の強化</b>	
<b>《脆弱性評価結果》</b>	消防団は災害時だけでなく平常時も地域社会で重要な役割を果たしており、その維持が必要です。ただし、消防団員の高齢化や加入不足が続き、消防団分団では定員の確保に苦慮しています。
<b>《対応方針》</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における消防防災の要である消防団が災害時に対応できるよう、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の定期的な更新・修繕を図ります。</li> <li>・ 消防団協力事業所表示制度等により消防団員を確保するとともに、消防演習や消防学校の訓練により人材育成を推進し、災害対応力の強化を図ります。</li> </ul>
<b>地域防災力の向上</b>	
<b>《脆弱性評価結果》</b>	<p>災害時、被害を防止・軽減するためには、住民の自主的な防災活動が不可欠となります。住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果を最大限発揮することができるよう、地域に密着した自主防災組織の結成等の促進が必要です。</p> <p>また、市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できる体制づくりが必要です。</p>
<b>《対応方針》</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。</li> <li>・ 地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練等を実施することで、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図ります。</li> <li>・ 市役所や行政機関が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定、業務の執行体制や対応手順に関するマニュアルの習熟や定期的な見直しを進めます。</li> </ul>
<b>相互応援体制の整備</b>	
<b>《脆弱性評価結果》</b>	災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。

《対応方針》

- ・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。
- ・ 市及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めます。
- ・ 広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案し、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努めます。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能麻痺	
<b>医療提供体制の整備</b>	
《脆弱性評価結果》 災害時には、広域あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が発生する、医療機関自体も被害を受けるなどの混乱が予想されます。さらに、本市のみでは十分な医療救護活動を実施できない場合などには、隣接市町村及び県の協力が必要です。	
《対応方針》 ・ 平常時から、白石市医師会をはじめとする医療機関等との連携を図り、災害時の迅速な対応に備えるとともに、姉妹都市や県内市町村等と連携し、被災者への支援体制の構築を図ります。 ・ 災害時にも継続して医療が提供できるよう施設・設備の維持・更新を実施します。	
<b>緊急輸送体制の整備</b>	
《脆弱性評価結果》 災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて機能が停止するなど、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想されます。	
《対応方針》 ・ 医療物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強等、道路環境の整備を推進します。 ・ 災害時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する白石警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の庁舎及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点の所在地と接続する道路等について整備を推進します。	
<b>医療関連エネルギーの供給体制の構築</b>	
《脆弱性評価結果》 災害による長期の電力供給停止に対応するため、医療機関等へ石油等エネルギーの優先的な供給対策が必要です。	
《対応方針》 ・ 災害による長期の電力供給停止に対応するため、石油等の優先的供給に関するエネルギー供給事業者との業務協定や備蓄協定の締結等の燃料等確保対策を推進します。	

<b>2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</b>	
<b>避難所における衛生管理</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時は生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下など、悪条件となることが予想されます。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道施設については、破損・停電等による供給停止が引き起こす被災地環境の悪化を防止するため、平常時からこれら施設の耐震化や老朽化施設の更新、応急復旧対策を進めていきます。</li> <li>・ 被災地、特に避難所において、地震の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があることから、精神科医などの協力を得て、メンタルヘルスケアを実施します。</li> <li>・ 避難所等では、備蓄品の不足により避難所生活の衛生環境の悪化を招くことのないよう、備蓄倉庫の整備や定期的な備蓄品の確保を図ります。</li> <li>・ 公共施設は、その本来の機能の維持・活用・保全を図ることを目的に管理・運営を実施するとともに、災害時における避難所として利用されることも多いことから、非常用電源の設置や非常用トイレの備蓄等を推進します。</li> </ul>
<b>避難所運営体制の推進</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時の避難に関する知識の普及・意識の啓発に努める必要があります。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対して、住民参加による指定避難所開設・運営訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識の啓発を図ります。</li> </ul>
<b>要配慮者への配慮</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時に避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討が必要です。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら避難することが困難で、避難のために特に支援を要する方について、自治会、民生委員、消防団等の関係機関に個人情報提供について同意をいただける方の名簿を共有し、避難が必要な時の迅速な避難支援につなげます。また、名簿作成業務と住基システムを連動させ、災害時に効果的に活用するとともに、地域及び関係機関に働きかけ個別計画作成の推進を図ります。</li> </ul>

<b>避難所の確保・啓発</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害により、住民の避難を要する地域が数多く発生すると予想されます。県と連携し、必要十分な指定避難所を確保するとともに、位置や避難方法、運用状況等を住民に周知する必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失水害による家屋の浸水等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、位置や避難に当たっての方法等を住民に周知します。</li> </ul>
<b>通信手段の確保</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害による被害を最小限に留めるため、関係機関及び市民に対し、迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制を整備する必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じて、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努めます。</li> </ul>

<b>2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>
<b>避難所等での食料・物資の適切な備蓄と情報把握</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害時は、食料・飲料水等の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化する恐れがあるため、市民の基本的な生活環境を確保する必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所等での食料・飲料水、衛生対策用品等の備蓄を行います。</li> <li>・ 各避難所での的確な収容人員や傷病者等の収容者情報を把握し、避難所へ食料・物資が確実に配布されるよう、伝達できる体制の構築を図ります。</li> </ul>
<b>物資、エネルギー等の確保</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>物資やエネルギーの備蓄とともに、事業者等と連携した災害時の燃料等を確保するための体制づくりが必要です。なお、エネルギーについては、日常的に再生エネルギー等の確保事業を推進し、災害時の代替エネルギーの確保に努めることも重要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者等と連携し、災害時における物資や燃料等の確保を図るため協定締結等を推進していきます。</li> <li>・ エネルギーについては、日常的に再生エネルギー等の確保事業を推進し、災害時の代替エネルギーの確保に努めます。</li> </ul>
<b>ライフラインの強化</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害の発生直後であっても、必要最低限の飲料水、生活用水の確保が必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路の耐震化・更新、ポンプ場の電気・機械設備等の計画的な更新に努めます。</li> </ul>
<b>外部支援の受入れ体制の強化</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。</p>

《対応方針》

- ・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。
- ・ 市及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めます。
- ・ 広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案し、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努めます。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

### 帰宅困難者対策の推進

#### 《脆弱性評価結果》

東日本大震災時の避難者数等を考慮した帰宅困難者を含めた非常用物資等の備蓄を推進するとともに、公共交通運行事業者との連携により、交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりが必要です。

また、指定避難所や道路利用者等の緊急的な避難場所となる施設、公共交通機関等との連携による一時滞在等が可能な場所等を確保するため協力体制の構築が必要です。

#### 《対応方針》

- ・ 関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進します。
- ・ 公共交通運行事業者との連携により、交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりを進めます。

## 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 感染症等予防対策の推進

#### 《脆弱性評価結果》

災害により多くの市民が指定避難所に避難した場合、感染症が拡大する恐れがあります。

#### 《対応方針》

- ・ 平常時から感染症の発生や蔓延を防止するため予防接種の促進を図り、被災地における疫病や感染症等の大規模発生を抑制に努めます。
- ・ 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じます。
- ・ 指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めます。加えて、要配慮者、女性、子供などに配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを実施します。
- ・ 平常時から感染症を防ぐため、下水道整備を積極的に推進します。

【関連する KPI】

【重要業績評価指標】				
指標 (KPI)	基準 (R7年度)		目標 (R12年度)	
	実績値	単位	目標値	単位
消防ポンプ更新数	3	台/年	15	台
消防ポンプ積載車更新数	3	台/年	15	台
消防団協力事業所の登録数	7	事業所	8	事業所
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	45	団体/年	70	団体/年
総合防災訓練への16歳以上参加率 (16歳以上の人口比)	13.18	%	13.00	%
スマートインターチェンジの供用開始	—		R9年度	
被災時に支援助物資、復旧資機材の集積拠点となる公園広場の整備	0	箇所	1	箇所
防災対策の満足度増加	15	%	30	%
パーテーション備蓄数	1,620	張	1,620	張
段ボールベッド備蓄数	399	個	1,440	個
ラップ式トイレ備蓄数	0	台	47	台
備蓄品倉庫設置数	22	棟	61	棟
水 (500ml ペットボトル)備蓄数	16,656	本	18,000	本
食料 (アルファ米) 備蓄数	6,250	食	9,000	食
配水池耐震化率	80	%	100	%
水道管路の更新率	5	%	13	%
デジタル防災行政無線の整備	整備基本計画策定		令和10年完了	
避難所のLPガス発電装置整備率	100	%	100	%
消防団の発電機整備率	100	%	100	%
合併処理浄化槽の整備率	21.5	%	29.2	%
市民バス、乗合タクシー利用者数	83,171	人/年	75,000	人/年
都市計画道路整備率	63.11	%	63.39	%

### 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
本庁舎等の災害対策の推進
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>本庁舎等の公共施設が使用不可能になる事態を避けるため、耐震化や老朽化対策等を計画的に実施するとともに、非常用エネルギーの備蓄、代替エネルギーへの転換等日常的な取り組みが必要です。</p> <p>また、東日本大震災時に住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役にたったことを踏まえ、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備、保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備、保全を図る必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害等により本庁舎等の公共施設が使用不能になる事態を避けるため、定期的な点検や劣化状況の把握体制を構築するとともに、不具合が顕在化する前に兆候を把握し、建物や設備等の性能・機能の維持管理を行います。</li> <li>・ 非常時に備えて非常用エネルギーの備蓄や代替エネルギーへの転換等を促進します。</li> <li>・ 災害時にも必要となる被災者支援システム等の情報インフラの整備を図ります。</li> </ul>
庁内の防災対応体制の構築
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できるよう、防災対応力の向上を図ることが必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画や災害時初動マニュアルをはじめとする各種危機管理マニュアル、業務継続計画（BCP）の整備・充実を図り、非常時に迅速な対応ができるよう防災対応力の向上を図るための職員研修・訓練の実施、庁内の防災機器の整備等により、防災体制の充実を図ります。</li> </ul>
相互応援体制の整備
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。</p>

<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。</li> <li>・ 市及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めます。</li> </ul>
<p><b>市役所における感染症対策の実施</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>市内で感染症が発生した場合、市役所業務が停止する等の事態が起こらないように、事前対策検討が必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内での感染症発生により市役所業務が停止する等の事態が起こらないように、市役所業務の縮小や停止に関する事前計画を策定する等の対応策を実施します。</li> </ul>
<p><b>情報連絡体制の整備</b></p>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>デジタル MCA 無線サービスが 2029 年 5 月 31 日に終了することを踏まえ、避難所や他行政機関等との連絡が可能な通信体制づくりが必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所や他行政機関等との通信が可能な非常用通信機能の確保等により、防災行政無線の整備と一体的な整備を推進し、災害対応能力の向上を図ります。</li> </ul>

【関連する KPI】

【重要業績評価指標】				
指標（KPI）	基準（R7年度）		目標（R12年度）	
	実績値	単位	目標値	単位
デジタル防災行政無線の整備	整備基本計画策定		令和10年完了	
業務継続計画の確認・見直し	0	回	5	回
総合防災訓練への16歳以上参加率 （16歳以上の人口比）	13.18	%	13.00	%
被災時に支援物資、復旧資機材の集積拠点となる公園広場の整備	0	箇所	1	箇所
新型インフルエンザ等業務継続計画の確認・見直し	0	回	5	回
公共施設総合管理計画に基づき施設の縮減・長寿命化を実施した施設数	0	施設	5	施設
避難所のLPガス発電装置整備率	100	%	100	%
消防団の発電機整備率	100	%	100	%

#### 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による競争力の低下（サプライチェーン寸断等による地元企業が生産力低下）

###### 事業者における業務継続計画（BCP）の促進

###### 《脆弱性評価結果》

市内事業者の事業所がサプライチェーンの寸断等により、事業継続が困難な状況に陥った場合、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定や、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりが必要です。

###### 《対応方針》

- ・ 企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続力強化計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応を実施します。
- ・ 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めます。
- ・ あらかじめ商工会議所と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

4-2 食料等安定供給停滞に伴う市民生活・地域経済活動への甚大な影響
<b>自助・共助による備蓄の促進</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害時には、住居の浸水や焼失、ライフラインの途絶、食料の販売機構等の一時的な麻痺・混乱等により食生活の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化する恐れがあります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び防災関係機関は、市民に対して、3日分の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害時にとるべき行動など、防災知識の普及啓発を図ります。</li> <li>・ 東日本大震災時の避難者数等を考慮した非常用物資等の備蓄を目指すとともに、災害のあらゆる分野における協定の締結を推進し、物資の備蓄体制を構築します。</li> </ul>
<b>物資備蓄の強化</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害時は、食料・飲料水等の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化する恐れがあるため、市民の基本的な生活環境を確保する必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所等での食料・飲料水、衛生対策用品等の備蓄を行います。</li> <li>・ また、各避難所での的確な収容人員や傷病者等の収容者情報を把握し、避難所へ食料・物資が確実に配布されるよう、伝達できる体制の構築を図ります。</li> </ul>
<b>農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料についてあらかじめ調達体制を整備し、これらの供給確保に努める必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物生産施設の整備や農道整備等必要な基盤整備を推進します。</li> </ul>

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	
<b>耕作放棄地の発生抑止</b>	
《脆弱性評価結果》	発生時には、農林畜産物関係に多大な被害が発生することが予想されます。
《対応方針》	・ 農業地域の人口減少や高齢化、後継者不足等により、発生する耕作放棄地や農地の荒廃を防止し、災害発生の抑止に努めるため、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮する事業を実施します。
<b>鳥獣被害防止対策の推進</b>	
《脆弱性評価結果》	過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの崩壊に伴い、野生鳥獣による農林水産業被害は中山間地域を中心に深刻化しています。また、安定的な農林産物の供給を行うため、鳥獣による農林作物の被害防止対策が必要です。
《対応方針》	・ 安定的な農産物を確保するため、農産物へ被害をもたらす鳥獣の捕獲や防除柵の設置を推進します。
<b>森林の保全・整備</b>	
《脆弱性評価結果》	近年、森林レクリエーション等での入山者が多くなり、たき火の不始末やたばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっています。このため火災による広範囲にわたる林野焼失等の被害を防止又はその軽減を図るための対策を推進する必要があります。
《対応方針》	・ 間伐等による森林の保全・整備を推進するため、生産林としての民有林の活用促進を図るとともに、林道の維持・整備を実施します。
<b>農業用水利の確保</b>	
《脆弱性評価結果》	災害による農林施設等の被害は、本市の従事人口からみても大きな影響を与えかねない災害であると考えられるため、災害を未然に防止するための予防計画の策定や対策を実施する必要があります。
《対応方針》	・ ダムや農業用ため池等による農業用水の確保、配水等の適正管理を実施します。

【関連する KPI】

【重要業績評価指標】				
指標 (KPI)	基準 (R7年度)		目標 (R12年度)	
	実績値	単位	目標値	単位
パーテーション備蓄数	1,620	張	1,620	張
段ボールベッド備蓄数	399	個	1,440	個
ラップ式トイレ備蓄数	0	台	47	台
備蓄品倉庫設置数	22	棟	61	棟
水 (500ml ペットボトル)備蓄数	16,656	本	18,000	本
食料 (アルファ米) 備蓄数	6,250	食	9,000	食
農業維持支払い協定組織数	17	団体	20	団体
資源向上支払取組団体数	4	団体	5	団体
有害鳥獣対策実施隊員数	86	人	90	人
イノシシ捕獲頭数	847	頭/年	900	頭/年
私有林間伐面積	0	ha/年	12	ha/年
作業道整備	2,400	m/年	1,200	m/年
地域計画の目標地図完成度	50	%	80	%

5. 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）

5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
多様な通信手段の確保	
《脆弱性評価結果》	情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの冗長化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常用電源の確保、サーバーの負荷分散を図り、災害時の応急対策を迅速に推進する必要があります。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に、避難所や他行政機関等との通信が不能とならないように、非常用通信機器の整備やメール、SNS、Wi-Fi等多様な通信手段や機器を整備し、活用を図ります。</li> </ul>
関係機関等との連携	
《脆弱性評価結果》	災害の発生により都市・地域生活の根幹をなす上下水道、電気、ガス、通信サービス等のライフライン施設等が被害を受けその機能を失うことになると、安否確認、避難や救援・救出活動等の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなります。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。</li> <li>・ 市及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めます。</li> </ul>
5-2 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	
災害時の燃料等確保	
《脆弱性評価結果》	電気・ガス等のライフライン関係施設は都市化等の進展とともにますます複雑化、高度化し、災害による一部の施設機能停止が各方面に大きな影響を及ぼす恐れがあります。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害による長期の電力供給停止に対応するため、石油等の優先的な供給に関するエネルギー供給事業者との業務協定や備蓄協定の締結等の燃料等確保対策を推進します。</li> <li>・ 日常的に再生エネルギー等の確保事業を推進し、災害時の代替エネルギーの確保に努めます。</li> </ul>

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
上下水道施設等の耐震化及び長寿命化
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害の発生により都市・地域生活の根幹をなす上下水道、電気、ガス、通信サービス等のライフライン施設等が被害を受けその機能を失うことになると、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時にあっても、必要最小限の飲料水の供給が可能となるよう、水道管路の耐震化及び長寿命化を進めるとともに、ポンプ場の電気・機械設備等の計画的な更新を進めます。</li> <li>・ 公衆衛生と公共用水域の水質維持を行うため、主要な下水道管渠や処理場・ポンプ場の耐震化や長寿命化を図り、災害時の下水道の流下機能や処理機能の確保を図ります。</li> <li>・ 災害時に必要最小限の飲料水の供給が可能となるよう、簡易給水施設の水質管理、施設の維持管理及び計画的な更新を図ります。</li> <li>・ 合併浄化槽の設置及び更新を進め、災害時における排水処理機能の向上を図ります。</li> </ul>
迅速な復旧体制の構築
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害の発生直後であっても、必要最低限の飲料水、生活水の確保が必要です。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道の被災に対しては、迅速な復旧を図るため、平常時から計画的な応急復旧資材の確保等に努めます。</li> <li>・ 簡易給水施設については、迅速な復旧を図るため、各簡易給水組合に対し平常時からの施設の点検及び水質管理の重要性や、修繕に補助事業の活用が可能であることを周知します。</li> <li>・ 合併処理浄化槽については、平常時からの点検の重要性と、災害が原因で被災・故障した場合の更新に補助事業の活用が可能であることを合併処理浄化槽設置者に周知します。</li> </ul>

<b>5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止</b>	
<b>道路ネットワークの整備・維持・管理</b>	
《脆弱性評価結果》	市街地、農山村部、広域における道路の被災により、道路ネットワークの機能が停止することのないよう、代替ルートを含めた道路の整備・維持・管理が必要です。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地、農山村部、広域における道路の被災により、道路ネットワークが機能停止することのないよう、代替道路を含めた市街地内道路、農山村地域内道路等の整備・維持・管理を実施します。</li> </ul>
<b>道路の防災機能の確保</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時には、倒壊した電柱や電線が緊急車両等の通行に影響を及ぼすなど、さまざまな危険があります。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能の強化・向上、良好な景観の形成などの観点から、無電柱化が必要な道路において無電柱化を促進します。</li> <li>災害時にも安心して通行できる強靱な道路整備を計画的に実施します。</li> </ul>
<b>公共交通等事業者との連携</b>	
《脆弱性評価結果》	公共交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりが必要です。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通運行事業者との連携により、公共交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりを進めます。</li> </ul>

【関連する KPI】

【重要業績評価指標】				
指標（KPI）	基準（R7年度）		目標（R12年度）	
	実績値	単位	目標値	単位
公式 SNS アカウントの総ともだち数、 フォロワー数 (LINE,Facebook,Instagram,YouTube)	8,078	件	12,200	件
ホームページの閲覧数	658,126	件	650,000	件
デジタル防災行政無線の整備	整備基本計画策定		令和10年完了	
被災時に支援物資、復旧資機材の集積拠点 となる公園広場の整備	0	箇所	1	箇所
避難所の LP ガス発電装置整備率	100	%	100	%
消防団の発電機整備率	100	%	100	%
合併処理浄化槽の整備率	21.5	%	29.2	%
水道管路の更新率	5	%	13	%
配水池耐震化率	80	%	100	%
雨水幹線整備面積	86.2	ha	94.18	ha
市民バス、乗合タクシー利用者数	83,171	人/年	75,000	人/年
無電柱化推進計画事業の完了	—		令和13年完了	
都市計画道路整備率	63.1	%	63.4	%
スマートインターチェンジの供用開始	—		R9年度	

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<b>6-1 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</b>
<b>復興を支える技術者等の確保</b>
《脆弱性評価結果》 災害による被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て、災害活動体制を構築することが必要です。
《対応方針》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した建築物や宅地の復旧、上下水道施設の復旧、道路啓開や応急復旧等を支援する技術者、建設業者、団体等との協力協定の締結や技術者名簿作成等の協力体制の構築を進めます。</li> <li>・被災した建築物や宅地の危険度判定を速やかに実施するため、建築士等の危険度判定コーディネーターの育成を図ります。</li> </ul>
<b>ボランティア受入れ体制の整備</b>
《脆弱性評価結果》 災害時には、被災者の生活の安定と再建を図る上で災害ボランティアの自発的な支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要があります。
《対応方針》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受け付け、登録、派遣調整などの体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があります。このため、市は、関係機関、団体を支援して災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、相互の連携体制を確立し、活動を促進します。</li> </ul>
<b>6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>廃棄物処理体制の整備</b>
《脆弱性評価結果》 災害時には、建物の倒壊、焼失等により、多量のごみ、がれきが発生する恐れがあります。
《対応方針》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災や令和元年東日本台風等の教訓を活かし、地震や風水害等により、発生する大量の災害廃棄物の仮置き場の設置や分別・管理、廃棄物処理施設までの運搬及び処分を円滑に行うための体制づくりを推進します。</li> </ul>

<b>6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>復旧・復興に必要な用地の確保</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害により住宅が倒壊及び損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない市民に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行う必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に円滑かつ迅速に応急仮設住宅の建設に着手できるよう、プレハブ等の応急仮設住宅の建設候補地の確保に努めます。</li> </ul>
<b>復興計画の策定</b>
<p>《脆弱性評価結果》</p> <p>災害により被災した公共施設の災害復旧は、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する必要があります。</p>
<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時は、東日本大震災の経験や教訓も踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画策定に早期に着手し、「復興計画の期間」、「復興計画の目標」等、全体の復興方針を速やかに決定します。</li> </ul>

6-4 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態	
<b>孤立集落対策の推進</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時は、土砂災害等により中山間地域等の集落への外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる恐れがあります。
《対応方針》	・ 集落と市の通信途絶を防止するため、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的な通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図ります。
<b>生活再建への支援整備</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時には多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも早く災害前の状況に戻れるよう迅速で円滑な災害復旧を図る必要があります。
《対応方針》	・ 市は国及び県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を実施します。
<b>地域防災力の強化</b>	
《脆弱性評価結果》	被災地の復興では、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要があります。
《対応方針》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。</li> <li>・ 地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練等を実施することで、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図ります。</li> <li>・ 市役所や行政機関が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定、業務の執行体制や対応手順に関するマニュアルの習熟や定期的な見直しを進めます。</li> </ul>
<b>コミュニティ力強化の支援</b>	
《脆弱性評価結果》	災害時には、公助だけに頼らない身近なコミュニティである自治会や自主防災組織が中心となった取り組みが必要です。

<p>《対応方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域と連携した防災訓練の実施や日頃から地域活動への参加促進等地域の結束やコミュニティ力の強化を図ることが必要であり、地域単位での互助・共助の仕組みづくりやライフスタイルに適したコミュニティの形成を支援します。</li> </ul>
--

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### コミュニティ力強化の支援

《脆弱性評価結果》

災害時には、公助だけに頼らない身近なコミュニティである自治会や自主防災組織が中心となった取り組みが必要です。

《対応方針》

- ・ 地域と連携した防災訓練の実施や日頃から地域活動への参加促進等地域の結束やコミュニティ力の強化を図ることが必要であり、地域単位での互助・共助の仕組みづくりやライフスタイルに適したコミュニティの形成を支援します。

#### 文化財の保護

《脆弱性評価結果》

文化財は市民の貴重な財産であることから、災害から守り、後世に伝えるため、各種の対策を講じる必要があります。

《対応方針》

- ・ 文化財の所在調査・状況把握を進めながら文化財に対する防災意識の高揚を図るとともに、文化財所有者や関係機関等との連携を密にし、災害時には文化財を守る適切な取り組みを行える体制の構築を図ります。

#### 自然景観の保全

《脆弱性評価結果》

市の有する自然景観等の優れた自然資源を市内外に発信するとともに、地域の豊かな自然への愛着心の育成が必要です。

《対応方針》

- ・ 雄大な蔵王連峰等の優れた自然景観を市内外に発信するとともに、地域の豊かな自然への愛着と地域活性化を図ります。

**6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

**風評対策の充実・強化**

《脆弱性評価結果》

災害時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、農業関係者、商工観光業関係者、報道機関等と連携体制を確立しておく必要があります。

《対応方針》

- ・ 県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保がされるよう、広報活動を実施します。
- ・ 食の安全・安心を追求した農産物生産体制の充実を図り、産地ブランド力の向上を図るとともに、食の安全に関する消費者への情報提供や生産者との信頼関係の構築を図ります。

【関連する KPI】

【重要業績評価指標】				
指標 (KPI)	基準 (R7年度)		目標 (R12年度)	
	実績値	単位	目標値	単位
消防団協力事業所の登録数	7	事業所	8	事業所
災害廃棄物仮置き場の確保	3	箇所	4	箇所
災害廃棄物処理計画	100	%	100	%
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	45	団体	70	団体
地区計画における「具体的な取り組みの方向性」の取組率	37.3	%	50.0	%
総合防災訓練への16歳以上参加率 (16歳以上の人口比)	13.18	%	13.00	%
文化財所在調査(文化財パトロール)の実施率	0	%	100	%
公式 SNS アカウントの総ともだち数、 フォロワー数 (LINE, Facebook, Instagram, YouTube)	8,078	件	12,200	件
ホームページの閲覧数	658,126	件	650,000	件
デジタル防災行政無線の整備	整備基本計画策定		令和10年完了	
都市公園施設の長寿命化施設数	547	施設	688	施設

**第4章 対応方針の重点化と計画の進捗管理**

1. 対応方針の重点化

以下では、25の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）のうち、特に重点的に対応すべき項目を選定し、それに対応する方針を「重点化プログラム」としました。

(1) 重点化の視点

各リスクシナリオの対応方針について、国・県の重点化プログラム選定視点、本市の「第六次白石市総合計画」との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化の視点を次のとおりとします。

- ① 市民の生命に関わるもの等、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する必要性が高い事業
- ③ 「第六次白石市総合計画」に定められた目指す将来像との整合性・関連性の深い事業
- ④ 著しく進捗が遅れている事業

(2) 重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の選定

25の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）のうち、上記（1）の視点に基づき重点化すべき8の項目を選定しました。

【重点化すべきリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		本市の重点化すべき 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものを含む）
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-4 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

## 2. 計画の進捗管理

### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、目標と情報の共有化のもと、全庁一丸となって推進をしていくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携、協力体制の構築を図ります。

### (2) 進捗状況の把握

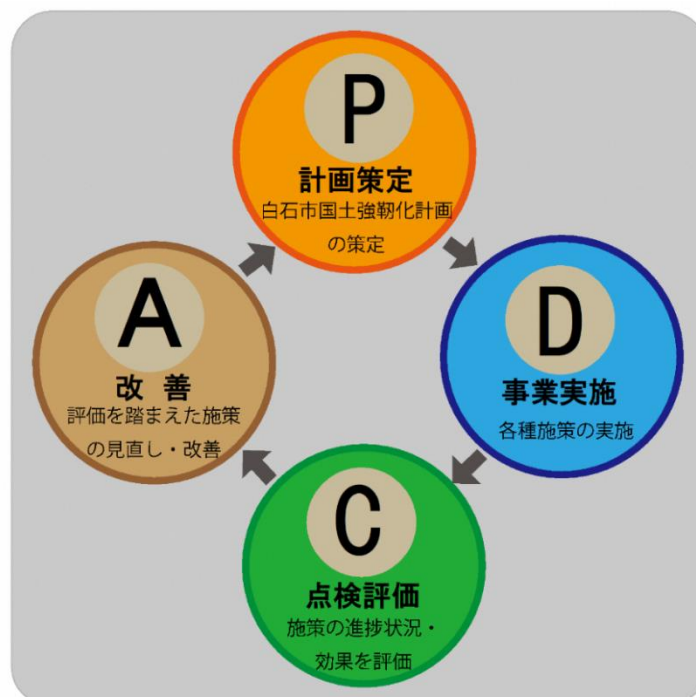
地域強靱化の取り組みを着実に推進するため、先に掲げた重要業績評価指標（KPI）等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCA サイクルに基づく進捗管理を実施します。

### (3) 計画の見直し

本計画は、「第六次白石市総合計画」に定められた目指す将来像や様々な取り組みと整合を図りつつ、市のあらゆる分野別計画の指針として位置づけられることから、関連する計画を見直す際には本計画との整合性を図るものとします。

従って、本計画は、「第六次白石市総合計画」の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCA サイクルを検証することにより、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

【PDCAサイクル】



〔別記1〕 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

1. 行政機能	
本庁舎等の防災拠点機能の強化・耐震化	1-1、1-2、2-3、2-5、3-1
<p>本庁舎等の公共施設は、日常的に不特定多数の人が利用するとともに、災害時における避難所や災害対策の拠点施設として利用されることから、それら本来の機能の整備・充実を図るとともに、耐震化、不燃化等の実施が必要です。</p>	
地域防災力の向上	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、3-1、6-1、6-4
<p>地域住民による自助・共助の取り組みが大変重要です。そのため引き続き、地域一丸となった災害対応策を構築するため、自治会や自主防災組織の充実・強化や防災教育の推進等の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。</p>	
消防力の充実・強化	1-1、1-2、1-3、1-5、2-1
<p>地震や火災、水害等の災害に的確に対応するため、消防団の災害対応力の向上、消防車両・装備・資機材の維持管理及び更新、消防水利、消防広域応援体制の強化等を図る必要があります。</p>	
停電時における非常用発電設備、エネルギー等の確保	2-2、2-4、3-1、5-2
<p>停電時にも災害対応の拠点となる本庁舎等の公共施設機能を確保できる非常用発電設備の更新または機能強化を推進することが必要です。</p> <p>生活・経済活動における重要施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源の確保を促進することが必要です。</p> <p>また、災害時に不足する石油、LP ガス等の燃料が迅速かつ円滑に供給可能なように、石油事業者等との協力体制の構築が必要です。</p>	
情報・通信環境の整備	2-3、3-1、5-1、6-4、6-6
<p>災害時は、多様な通信手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ることが必要です。</p> <p>特に、災害時に避難所として多数の被災者を受入れることとなる公共施設には、Wi-Fi 設備や、災害・防災等の情報、避難者の安否情報や支援情報等を速やかに収集・伝達できる通信環境を整備することが必要です。</p> <p>また、消費者の誤認識や過剰反応等の風評被害を防ぐため、正確な情報収集と発信が必要です。</p>	

<b>防災・危機管理体制の強化</b>	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、 2-4、3-1、4-2、5-1、6-1、6-4
<p>災害により、市職員や施設が被災し、機能が大幅に低下することを避けるため、業務継続体制や広域連携体制の構築が必要です。</p> <p>また、民間企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定し、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進することが必要です。</p> <p>広域・近隣自治体等との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結等が必要です。</p>	
<b>備蓄の推進</b>	2-3、2-4、2-6、4-2
<p>防災拠点や避難所においては、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図るとともに、平時から市民、事業所等の備蓄の協力が得られる体制づくりに努めることが必要です。</p>	
<b>被災者支援体制の強化</b>	3-1、6-1、6-3、6-4
<p>災害時における被災者ニーズ（罹災証明書の発行や避難所ごとの備蓄品等の管理等）に応じた迅速かつ効果的な支援体制の整備が必要です。</p>	

## 2. 住宅・都市・土地利用

<b>防災拠点の整備</b>	1-1、1-2、6-5
<p>公園や緑地は、災害時における延焼遮断、避難所・救護活動の場として防災上重要な役割を果たしているため、災害時の緊急利用を十分に考慮した公園の整備及び保全が必要です。</p>	
<b>住宅・民間建築物等の耐震化</b>	1-1、1-2
<p>住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、住宅及び民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）、ブロック塀等の耐震化の促進が必要です。</p> <p>また、増加している空家への対策も必要です。</p>	
<b>上下水道施設の整備</b>	1-3、2-3、2-4、2-6、5-3
<p>災害に襲われても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化・更新、配水池等の施設の更新を進めることが必要です。</p> <p>また、下水道施設の継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように管渠施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕を行うことが必要です。</p> <p>公共下水道、排水路等の排水不良箇所を平時から解消を図るとともに、応急復旧資材の確保や水道関連事業者との連携等が必要です。</p>	

<b>3. 保健医療・福祉</b>	
<b>公的福祉施設の防災機能の強化</b>	1-1
<p>公的福祉施設等は、日常的に不特定多数の人が利用するとともに、高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者が主な利用者であることから、それら本来の機能の整備・充実を図るとともに、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。</p>	
<b>医療体制の整備</b>	2-2
<p>災害時には、広域あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が発生する、医療機関自体も被害を受けるなどの混乱が予想されます。</p> <p>そのため、災害時にも継続して医療が提供できる施設・設備の更新が必要です。</p>	
<b>感染症予防対策</b>	2-6
<p>指定避難所における感染症対策として、伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種等の感染症対策が必要です。</p>	
<b>地域コミュニティの形成</b>	6-4
<p>災害時に、住民が自主的・主体的に活動できるよう、地域コミュニティの形成が必要です。</p>	

<b>4. 産業・農林業</b>	
<b>農林業生産環境の向上</b>	1-3、4-2、4-3、5-4
<p>農林業地域では、農業用水の確保や農林道や農業用施設等の基盤整備を推進するとともに、農林業生産者環境の向上を支援することが必要です。</p> <p>また、農林業地の荒廃を防止するため、森林の保全・整備や有害鳥獣対策、被災農林事業者への支援が必要です。</p>	
<b>被災事業者への支援</b>	4-1
<p>事業活動を継続的に実施するため、市内企業の被災状況の把握及び公共交通機関・ライフライン、各種支援制度等の情報提供が必要です。</p>	

5. 交通・物流・情報通信	
幹線道路網の整備・拡充	2-2、5-4
緊急輸送路、避難路、延焼遮断帯等の確保のため主要道路網の整備・強化や老朽化対策が必要です。	
道路ネットワークの確保	2-2、5-4
市街地、農林業地域の生活道路ネットワークが分断されることのないように、平常時の維持・管理とともに、代替道路の整備が必要です。	
道路の安全通行の確保	1-1、1-4、1-5、5-4
がけ崩れや橋梁の倒壊等による道路の閉塞、交通安全施設等の道路の附属物や街路樹による通行障害等が発生しないように、事前に要因を除去する等の点検・維持管理が必要です。 また、冬季は、積雪による道路の通行障害を除去するための機器や人員の確保が必要です。	
防災拠点の整備	1-1、2-1、2-4、2-5、3-1、5-1
道路利用者・周辺住民の避難場所や広域的な支援の拠点等災害時の緊急利用を十分に考慮した公園の整備及び保全が必要です。	
道路交通情報の発信	2-5、5-4
災害時における道路の被災状況やバス・電車等の運行情報、大雪時の積雪状況等の道路情報を適宜発信することが必要です。	

6. 国土保全・環境	
河川、ダム等の維持・管理・保全	1-3、4-3
ダムや農業用ため池等の崩壊防止のため、これらの適正な維持・管理・保全が必要です。	
災害廃棄物処理体制の構築	6-2
大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備することが必要です。 また、広域的な自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要です。	
蔵王山噴火による降灰への対応	1-4
蔵王山が噴火した際、降灰の集積場の確保や除却対策が必要です。	

<b>7. 教育・文化</b>	
<b>教育施設等の耐震化、不燃化等</b>	1-1、2-3
<p>教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、児童・生徒や不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等の実施が必要です。</p>	
<b>地域文化資産の保全・継承</b>	2-3、6-4、6-5
<p>地域に有する様々な文化遺産を地域住民と一体となって保全・継承する地域環境づくりが必要です。</p>	
<b>地域コミュニティの構築</b>	1-1、2-3
<p>学校・社会教育施設は、災害時、避難施設として活用されるとともに、地域の人々に親しまれている施設であることから、平常時から地域コミュニティ醸成の場として活用されることも期待されます。</p>	

## 2. 横断的施策分野

1. 老朽化対策	
<b>公共施設の老朽化対策</b>	1-1、1-2、2-3、2-5、3-1
<p>公共施設は、不特定多数の人々が利用するとともに、災害時には避難所等として利用されることから、老朽化に伴う耐震性や耐火性等の性能の劣化を防ぐため、日常的な点検・維持・管理を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく、長寿命化・大規模改修・建替え等を計画的に進める必要があります。</p>	
<b>都市基盤施設の老朽化対策</b>	2-2、2-3、2-4、4-3、5-3
<p>道路や橋梁は、平常時の見回り等を行い、必要に応じて破損箇所の修復等を実施していますが、橋梁については、老朽化で耐用年限が過ぎたものから、架け替え等を進めていくことが必要です。</p> <p>上下水道、排水施設等の老朽化した都市基盤施設が地震により、破損することのないよう、日常的な点検・維持・管理を進めるとともに、管渠や施設・機器の改修等を適宜進める必要があります。</p>	
<b>消防機器の老朽化対策</b>	1-1、1-2、1-3、2-1
<p>消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材に関しては、いつ何時でも使用可能なように維持・管理を行うとともに、耐用年限を見定めた計画的な入れ替え等を進める必要があります。</p>	
<b>備蓄品の入れ替え等</b>	2-3、2-4、2-6、4-2
<p>水、食料、衛生対策用品等の災害用備蓄品に関しては、それぞれの使用可能年限に対応した入れ替えを実施する必要があります。</p>	
<b>情報・通信インフラ・機器の老朽化対策</b>	2-3、3-1、5-1、6-4、6-6
<p>災害時、情報・通信インフラが途絶することのないよう維持・管理を行うとともに、必要に応じて老朽化した施設の改善を行う必要があります。また、常に新しい情報・通信システムや機器に関する新しい知識・情報を入手するとともに、広域的な情報や新規の情報収集に対応可能な体制を構築しておくことが必要です。</p>	
<b>ダム、ため池等の老朽化対策</b>	1-3、4-3
<p>ダム、ため池等が老朽化し、周辺地域に洪水の被害をもたらすことのないよう、見回り、修繕等が必要です。</p>	

<b>2. リスクコミュニケーション</b>	
<b>市役所機能の維持・対応</b>	1-1、1-2、1-3、2-1、3-1
<p>災害時、市役所機能の低下により、市民の救急・救助活動や復旧・復興活動に支障をきたすことのないよう、市内の各担当部局において、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、それに基づく訓練や日常的な確認等を行い、市職員が持ち場において果たすべき役割の確認等が必要です。</p>	
<b>福祉・医療機能の維持・対応</b>	-
<p>福祉施設や医療機関においては、災害時に、入所者や患者の安全の確保を図るための体制づくりや、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、それに基づく訓練や日常的な確認等を行い、施設職員それぞれが持ち場において果たすべき役割の確認等が必要です。</p>	
<b>消防・防災機関の大規模自然災害発生への対応</b>	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-4、3-1、4-2、5-1、6-1、6-4
<p>平常時の緊急出動訓練等に加え、災害に備えた広域機関等との連携による演習や訓練を行い、それぞれの役割分担や行動について、確認し合うことが必要です。</p>	
<b>地域防災力の維持</b>	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、3-1、6-1
<p>消防団や地域住民が一体となって、地域の災害に対応する自助・共助の体制を構築するため、日頃の防災訓練等を通して、自分自身がどのような役割や行動をとるべきか等を話し合う機会を持つことが必要です。</p>	
<b>避難者の支援</b>	2-3
<p>日頃から地域住民同士で自分たちの避難先や避難方法を確認し合うとともに、高齢者をはじめとする避難行動要支援者等の避難弱者の避難支援体制や避難所生活の要配慮事項等について自主防災組織活動等を通じ、確認し合う場を持つことが必要です。</p>	
<b>被災地の支援</b>	-
<p>市内が被災した場合、被災地の復旧・復興に関し、ボランティア、建設事業者、企業等が協力してできること、支援の方法等を、平常時から話し合うことが必要です。</p>	
<b>情報・通信機能の維持</b>	-
<p>災害時に、被災等で情報・通信機能が麻痺しても、地域における連携により、情報伝達ができる体制を構築するため、地域住民で話し合うことが重要です。</p>	
<b>地域コミュニティの維持</b>	2-3、6-4、6-5
<p>地域の日常的な様々な交流機会を通じて、防災に関する情報交換や助け合いの方法、地域連携の方法等について、話し合えるコミュニティの維持が重要です。</p>	

<b>3. デジタル活用</b>	
<b>被災者支援システムの整備</b>	3-1、6-1、6-3、6-4
災害時に被災者のニーズに応じて、迅速かつ適格な支援を行うため、情報インフラ等のシステムの整備が必要です。	
<b>多様な伝達手段の確保</b>	2-3、3-1、5-1、6-4、6-6
情報の収集・伝達手段複数化、ネットワークの冗長化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常用電源の確保、サーバーの負荷分散を図り、災害時の応急対策を迅速に推進する必要があります。	

〔別記2〕起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【公共施設の耐震化】

事業名称	公共施設等総合管理計画推進業務
事業概要	更新・統廃合・長寿命化など、将来を見据えた公共施設などのあり方を検討し、適正な管理を推進
事業名称	学校施設安全対策事業
事業概要	学校施設の耐震化は100%実施済みであるが、今後も学校施設の安全点検を実施し、施設の長寿命化を図るとともに児童生徒の安全安心で適切な学びの環境を確保
事業名称	文化体育活動センター（ホワイトキューブ）運営事業
事業概要	白石蔵王駅の近隣にあり、災害時に指定避難所となる文化体育活動センターの維持管理
事業名称	体育施設改修事業
事業概要	避難所となる体育施設の維持管理
事業名称	児童館運営事業
事業概要	児童の健全育成を図るため、安心して子どもが生活できる環境を整備
事業名称	就学前教育・保育施設整備事業
事業概要	安全で快適な保育・教育環境の充実を図るため、老朽化した公立保育園・幼稚園は、今後のあり方を検討し、安心して子育てできる環境を整備

【住宅・民間建築物の耐震化】

事業名称	木造住宅耐震改修工事助成事業
事業概要	木造住宅耐震診断助成事業で作成した「耐震改修計画」に基づき、耐震改修工事及び建替え工事を実施した場合に補助金を交付
事業名称	木造住宅耐震診断助成事業
事業概要	倒壊の危険性が高いとされている昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、「木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断及び「耐震改修計画」を作成

事業名称	危険ブロック塀等除去事業
事業概要	通学時の児童等、通行人の安全確保のため、通学路等に面した危険ブロック塀等を取り除く方に助成

事業名称	空家等対策事業
事業概要	「白石市空家等対策計画」に基づき、防災、防犯、衛生、景観等において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある空家等の所有者の対応を進め、空家管理を促進

#### 【消防団の強化】

事業名称	消防施設整備事業
事業概要	地域における消防防災の要である消防団の消防ポンプ積載車・消防ポンプ、各種資機材・装備品の定期的な更新。各地区に整備している消防ポンプ積載車車庫や防火水槽、消火栓の定期的な更新・修繕。

事業名称	消防団の充実・強化
事業概要	災害対応力を強化するため、消防団協力事業所表示制度などを実施し消防団員を確保するとともに、消防演習や消防学校の訓練による人材育成の推進

#### 【地域防災力の向上】

事業名称	地域防災力の強化
事業概要	防災体制の確立と意識の高揚を図るため、各地域で設立された自主防災組織の運営を支援するとともに、防火・防災意識の高揚等に取り組む婦人防火クラブの取組を支援

事業名称	白石市総合防災訓練
事業概要	地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図るため、地域住民、市職員、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等が訓練を実施し、迅速かつ的確な避難行動、相互協力体制を確立

事業名称	災害時初動マニュアル
事業概要	災害時に市役所等の行政機関が被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するため、業務の執行体制や対応手順をマニュアル化

#### 【相互応援体制の整備】

事業名称	災害時応援協定締結事業
事業概要	姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、災害時における相互応援協定を各市町と締結。また、災害時における避難者への支援体制を構築するため、物資等の供給に関する協定等を民間企業と締結。

**【道路防災機能の強化】**

事業名称	無電柱化推進計画事業
事業概要	防災機能の強化・向上、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化が必要な道路において無電柱化を推進。 無電柱化により白石市の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進。
事業名称	交通安全施設設置工事
事業概要	安全な通行を確保するための交通安全施設を更新・設置

**【防災拠点の整備】**

事業名称	公園施設維持管理委託事業
事業概要	災害時には一時避難場所として活用される公園施設の機能と安全性を維持するための維持管理
事業名称	公園施設長寿命化対策事業
事業概要	公園施設の機能と安全性を維持するための施設の撤去・更新
事業名称	防災公園整備事業（防災・安全交付金）
事業概要	（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺の広大な面積を活用し、災害時に道の駅と一体となって防災機能を発揮する公園の整備。災害発生時には、道路利用者・周辺住民の一時的な避難場所や車中泊などの場所として利用するほか、自衛隊・消防・警察等について広域的な支援をする場合の玄関口・拠点として利用することを想定。
事業名称	道の駅整備事業（社会資本整備交付金及び地域未来交付金）
事業概要	（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺に防災公園と一体となった道の駅を整備。災害発生時には、道路利用者・周辺住民の一時的な避難場所や車中泊などの場所として利用。

**1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生**

**【消防団の強化】**

- 消防施設整備事業（再掲） 1-1
- 消防団の充実・強化（再掲） 1-1

**【地域防災力の向上】**

- 地域防災力の強化（再掲） 1-1
- 白石市総合防災訓練（再掲） 1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲） 1-1

**【市街地の不燃化】**

- 公共施設等総合管理計画推進業務（再掲） 1-1
- 木造住宅耐震診断助成事業（再掲） 1-1
- 木造住宅耐震改修工事助成事業（再掲） 1-1

**【相互応援体制の整備】**

- 災害時応援協定締結事業（再掲） 1-1

**【延焼遮断のための公園・緑地の確保】**

- 公園施設維持管理委託事業（再掲） 1-1
- 公園施設長寿命化対策事業（再掲） 1-1

**1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものを含む）**

**【総合的な浸水対策の推進】**

事業名称	河川浚渫事業
事業概要	河川を安全で良好な状態に保つため、流下断面を確保し、進行した河道内の堆積土砂を撤去
事業名称	ダム管理
事業概要	川原子ダムの適正な管理による農業用水の確保 貯水位運用による洪水調整機能の確保
事業名称	農業用ため池管理
事業概要	農業用ため池の適正な維持管理やため池ハザードマップによる危機管理、老朽化しているため池の長寿命化
事業名称	下水道事業計画に基づく雨水対策事業
事業概要	雨水関連各種計画の作成、設計及び工事
事業名称	農業用施設の維持・整備
事業概要	農地荒廃を防止するため、農業用施設（農道・水利施設）を適正に維持・整備

**【水防体制の充実】**

事業名称	水防資機材の整備
事業概要	水害時に必要となる砂等の原材料を、災害時に各地区の拠点となる公民館に配備。また、水防活動に必要な土のう袋やコンテナパック等の消耗品の備蓄

- 消防施設整備事業（再掲） 1-1
- 消防団の充実・強化（再掲） 1-1

**【地域防災力の向上】**

- 地域防災力の強化（再掲） 1-1
- 白石市総合防災訓練（再掲） 1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲） 1-1

**【相互応援体制の整備】**

- 災害時応援協定締結事業（再掲） 1-1

**1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生**

**【土砂災害等の対策の推進】**

事業名称	ハザードマップの見直し・周知
事業概要	ハザードマップについて、定期的な確認・見直しを実施し、最新の情報に更新するとともに、市民への周知を行い、日常的に防災意識向上を促進
事業名称	道路維持管理事業
事業概要	通行車両や歩行者の安全な通行を確保するため、豪雨等の影響で法面が崩落し、法面保護の必要性が生じている危険箇所の災害防除施設を整備

**【火山降灰対策の整備】**

事業名称	蔵王山噴火による降灰対応計画
事業概要	「蔵王山噴火による降灰対応計画」に基づき、撤去体制を確保、灰置き場の確保

**1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生**

**【大雪時の除雪、路面凍結防止の推進】**

事業名称	道路除雪事業
事業概要	冬期の交通確保のため、毎年、12月から3月までを除雪体制期間とし、「除雪計画」に基づき、除雪作業を実施 市内幹線道路を中心に10cm以上の積雪があった場合に除雪
事業名称	道路除雪機械更新事業
事業概要	「除雪計画」に基づき、除雪直営作業用の機械を更新。更新時には、道路現況や住民ニーズに対応した機械を選定

- 水防資機材の整備（再掲）1-3

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

**2-1 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足**

**【消防団の強化】**

- 消防施設整備事業（再掲） 1-1
- 消防団の充実・強化（再掲） 1-1

**【地域防災力の向上】**

- 地域防災力の強化（再掲） 1-1
- 白石市総合防災訓練（再掲） 1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲） 1-1

**【相互応援体制の整備】**

- 災害時応援協定締結事業（再掲） 1-1
- 防災公園整備事業（防災・安全交付金）（再掲） 1-1

**2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能麻痺**

【医療提供体制の整備】

事業名称	病院事業における施設の維持・更新
事業概要	災害拠点病院である公立刈田総合病院について、災害時にも継続して医療の提供ができるよう施設・設備の維持・更新を実施

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

【緊急輸送体制の整備】

事業名称	社会資本整備総合交付金事業（市道三住線道路改良事業）
事業概要	<p>【市道三住線道路改良事業】</p> <p>現道を拡幅し、地域住民の安心安全と緊急車両の通行を確保するため、国道4号と国道457号を経由して上屋敷地区を結ぶ生活道路として利用されている、現況幅員が狭隘で緊急車両の通行に支障を来している現道を拡幅整備</p> <p>計画延長 L=630m、幅員 W=5.0m</p>

事業名称	道路メンテナンス事業
事業概要	「白石市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕・架け替え、適切な維持管理を継続的に行い、地域道路ネットワークの安全性・信頼性を確保

事業名称	社会資本整備総合交付金（街路）事業
事業概要	<p>① 鉄道駅へのアクセス性向上、都市内交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上を図るため、市街地中心部を縦断しJR白石駅に接続する南北交通軸の重要幹線道路である「白石沖西堀線街路事業」を整備</p> <p>② 都市内交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上を図るため、広域幹線道路国道4号と主要地方道白石上山線を結ぶ南北交通軸の重要幹線道路である「威徳寺前大橋線」を整備</p>

事業名称	SICアクセス事業
事業概要	「(仮称)白石中央スマートインターチェンジ」の早期完成に向け、事業主体の東日本高速道路株式会社東北支社と市が一体整備を実施

事業名称	社会資本整備総合交付金事業
事業概要	市道（仮称）白石工業団地線ほか3路線は、今後整備予定の白石中央スマートインターチェンジのアクセス道路として、白石市の基幹産業である製造業を支援し、高速道路を活用した観光産業の活性化を目的に整備するとともに、災害時のスマートインターチェンジのアクセス性を確保

**【医療関連エネルギーの供給体制の構築】**

<b>事業名称</b>	災害時の燃料等確保対策事業
<b>事業概要</b>	災害時における燃料の確保・手配 災害時における連絡機材の提供協力に関する協定 協定書第6条に基づく電力優先復旧の依頼 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 物資等の輸送車両の確保

**2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生**

**【避難所における衛生管理】**

事業名称	計画的な応急復旧資材の確保
事業概要	水道施設の応急復旧資材の確保 応急給水に必要な備品の確保 下水道施設の応急復旧資材の確保
事業名称	下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進
事業概要	下水道及び農業集落排水施設管路の耐震化 下水道及び農業集落排水施設の耐震化 耐震下水道管渠の整備 農業集落排水を公共下水道へ統合
事業名称	水道施設の耐震化の推進
事業概要	水道管路の耐震化 水道施設の耐震化 耐震水道管路の整備
事業名称	水道関連事業者との連携強化
事業概要	給水拠点への給水 管路の緊急修繕
事業名称	非常用物資等備蓄事業
事業概要	避難所における防災機能の強化を図るため、水及び食料等の備蓄を進め、防災備蓄品を充実

**【避難所運営体制の推進】**

事業名称	地域コミュニティ構築事業
事業概要	地区公民館での避難所運営体制を整備し、災害時の対応能力を向上

●白石市総合防災訓練（再掲）1-1

**【要配慮者への配慮】**

事業名称	避難行動要支援者登録申請業務
事業概要	自ら避難することが困難で、避難のために特に支援を要する方について、自治会、民生委員、消防団等の関係機関に個人情報提供について同意をいただける方に申請いただき名簿を共有し、災害時に避難が必要な時迅速な避難支援につなげる事業。また、令和3年度より、名簿作成業務と住基システムを連動させることで、最新の名簿確認が可能となり、災害時に効果的に活用する。今後、地域及び関係機関に働きかけ個別計画作成の推進を図る。

**【避難所の確保・啓発】**

- 体育施設改修事業（再掲） 1-1
- 文化体育活動センター（ホワイトキューブ）運営事業（再掲） 1-1

**【通信手段の確保】**

事業名称	災害時情報伝達事業
事業概要	避難所の防災機能強化のため、防災行政無線を配備し、災害時は、被害状況を確認。また、各避難所や各消防団詰所に発電機を設置し、停電時は、被害状況等の情報を収集。さらに、Jアラートと連携した登録制メール(しろいし安心メール)や SNS、市ホームページを活用し、情報を伝達。
事業名称	デジタル防災行政無線の整備
事業概要	各施設及び指定避難所に配備のデジタル MCA 無線のサービスが終了することから、その代替通信手段の整備について、未整備である同報系防災行政無線の整備と一体的、総合的に整備
事業名称	災害時優先電話の管理・周知
事業概要	災害時の優先電話の確保、避難所開設時の通信手段を確保するため、各避難所にアナログ電話回線を整備

**2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

**【避難所等での食料・物資の適切な備蓄と情報把握】**

<b>事業名称</b>	白石市簡易給水施設補助金
<b>事業概要</b>	上水道未整備区域において、給水施設の新設・修繕等に関する補助金の交付及び大規模自然災害時にあっても必要最小限の飲料水の供給が可能となるような施設の計画的更新を支援

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）2-3
- 水道関連事業者との連携強化（再掲）2-3

**【物資、エネルギー等の確保】**

<b>事業名称</b>	停電時エネルギー確保事業
<b>事業概要</b>	避難所における防災機能の強化を図るため、対策本部となる防災センターに、LP ガスによる非常用自家発電装置を整備。また、本庁舎や避難所となる公民館には、LP ガス及び太陽光発電装置を整備。さらに、避難所となる公民館や小中学校、消防団各分団各班に発電機を整備し、停電時における電力を確保。

- 災害時の燃料等確保対策事業（再掲）2-2

**【ライフラインの強化】**

<b>事業名称</b>	循環型社会形成推進交付金事業（白石市合併処理浄化槽設置整備事業補助金）
<b>事業概要</b>	公共下水道及び農業集落排水区域外において、公衆衛生と公共用水域の水質維持を行うため、合併処理浄化槽の設置に関する補助金の交付及び整備の推進

- 水道施設の耐震化の推進（再掲）2-3
- 水道関連事業者との連携強化（再掲）2-3
- 下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進（再掲）2-3

**【外部支援の受入れ体制の強化】**

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1
- 防災公園整備事業（防災・安全交付金）（再掲）1-1

**2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱**

**【帰宅困難者対策の推進】**

<b>事業名称</b>	市民バス運行管理事業、乗合タクシー運行事業
<b>事業概要</b>	○市民バス（令和6年度） ・運行路線 9路線（越河線、白角線、大張線、福岡線、大網線、三本木線、白川線、小原線、循環便） ○乗合タクシー（令和6年度） ・運行路線 2路線（緑ヶ丘線、小久保平線）

- 防災公園整備事業（防災・安全交付金）（再掲）1-1
- 道の駅整備事業（社会資本整備交付金及び地域未来交付金）（再掲）1-1

**2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生**

**【感染症等予防対策の推進】**

<b>事業名称</b>	予防接種事業
<b>事業概要</b>	伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、インフルエンザなどの予防接種事業を継続して実施

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）2-3
- 下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進（再掲）2-3

### 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 【本庁舎等の災害対策の推進】

事業名称	市役所情報インフラの強化
事業概要	災害時にも被災者支援システム等の利用が必要なため、対応可能な情報インフラを整備

事業名称	被災者支援システム事業
事業概要	災害発生時の被災者ニーズに応じて、迅速かつ効果的に支援を行うため、罹災証明書の発行や要支援者台帳（名簿）の管理、避難所ごとの備蓄品等の管理を行う被災者支援システムを整備

- 公共施設等総合管理計画推進業務（再掲）1-1
- 停電時エネルギー確保事業（再掲）2-4

##### 【庁内の災害対応体制の構築】

事業名称	白石市業務継続計画
事業概要	災害時に市役所等の行政機関が被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める計画を策定

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1

##### 【相互応援体制の整備】

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1
- 防災公園整備事業（防災・安全交付金）（再掲）1-1

##### 【市役所における感染症対策の実施】

事業名称	白石市新型インフルエンザ等業務継続計画
事業概要	新型インフルエンザ等が市内で発生した場合に、市民への感染リスクを減らすため、市役所業務は、必要最低限の機能を除き、感染拡大の可能性がなくなるまで原則停止となるが、市民生活を支えるために継続が必要な業務の継続方針を定義

##### 【情報連絡体制の整備】

- デジタル防災行政無線の整備（再掲）2-3
- 災害時情報伝達事業（再掲）2-3

#### 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による競争力の低下（サプライチェーン寸断等による地元企業生産力低下）

###### 【事業者における業務継続計画（BCP）の促進】

事業名称	被災事業者活動の継続支援
事業概要	事業活動継続への支援を図るため、市内企業の被害状況を把握し、公共交通やライフライン、各種支援制度の情報を提供

##### 4-2 食料等の安定供給停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な影響

###### 【自助・共助による備蓄の促進】

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）2-3
- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

###### 【物資備蓄の強化】

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）2-3

###### 【農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

- 農業用施設の維持・整備（再掲）1-3

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【耕作放棄地の発生抑止】

事業名称	多面的機能支払交付金交付事業
事業概要	農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動組織が共同で行う農地・水路・農道等の地域資源の保全管理を支援 ○「農地維持支払」活動組織の集落内の農地・水路・農道法面の草刈り、泥上げ等、基礎的な維持作業による保全活動等の共同作業を支援 ○「資源向上支払」上記の「農地維持支払」に付加して、地域住民を含んだ活動組織が取り組む水路・農道等の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境及び地域資源の良好な保全のための活動を支援

事業名称	耕作放棄地対策事業
事業概要	各地区で策定した「地域計画」を毎年度見直し、地域農業の担い手への農地の集積・集約化を促進

- 農業用施設の維持・整備（再掲）1-3

【鳥獣被害防止対策の推進】

事業名称	有害鳥獣対策事業
事業概要	農林産物へ被害をもたらす鳥獣の捕獲 安定的な農林産物の確保

【森林の保全・整備】

事業名称	森林経営管理推進事業
事業概要	私有林の間伐等による整備

事業名称	林道の維持・整備
事業概要	林業用施設（林道等）の適正な維持管理や整備を行い、災害時の迂回路確保や森林施業を向上し、山地荒廃を防止

事業名称	森林管理道整備事業
事業概要	「白石市林道施設長寿命化計画」に基づき、橋梁の修繕・架け替え、適切な維持管理を継続的に行い、林道の安全性・信頼性を確保

【農業用水利の確保】

- 農業用ため池管理（再掲）1-3
- ダム管理（再掲）1-3

5. 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）

**5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

**【多様な通信手段の確保】**

事業名称	災害時におけるホームページ・SNSによる情報発信事業
事業概要	災害時に迅速にホームページやSNSを活用し、市民に正確な災害関連情報を提供

- 災害時情報伝達事業（再掲）2-3
- 災害時優先電話の管理・周知（再掲）2-3
- デジタル防災行政無線の整備（再掲）2-3

**【関係機関等との連携】**

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1
- 防災公園整備事業（防災・安全交付金）（再掲）1-1

**5-2 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止**

**【災害時の燃料等確保】**

- 災害時の燃料等確保対策事業（再掲）2-2
- 停電時エネルギー確保事業（再掲）2-4

**5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止**

**【上下水道施設等の耐震化及び長寿命化】**

- 水道施設の耐震化の推進（再掲）2-3
- 水道関連事業者との連携強化（再掲）2-3
- 下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進（再掲）2-3
- 循環型社会形成推進交付金事業  
（白石市合併処理浄化槽設置整備事業補助金）（再掲）2-4
- 白石市簡易給水施設補助金（再掲）2-4

**【迅速な復旧体制の構築】**

- 計画的な応急復旧資材の確保（再掲）2-3

**5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止**

**【道路ネットワークの整備・維持・管理】**

<b>事業名称</b>	防災・安全社会資本整備交付金（街路）事業
<b>事業概要</b>	通学路交通安全プログラムに基づく点検結果を踏まえて公表された危険箇所への安全対策を行うため、市街地を東西に横断し、広域幹線道路国道4号と都市幹線道路威徳寺前大橋線を結ぶ東西交通軸の重要幹線道路である「沖ノ沢郡山線」を整備

- 社会資本整備総合交付金事業（市道三住線道路改良事業）（再掲）2-2
- 道路メンテナンス事業（再掲）2-2
- 社会資本整備総合交付金（街路）事業（再掲）2-2
- SIC アクセス事業（再掲）2-2
- 社会資本整備総合交付金事業（再掲）2-2
- 道路維持管理事業（再掲）1-4

**【道路の防災機能の確保】**

- 無電柱化推進計画事業（再掲）1-1
- 交通安全施設設置工事（再掲）1-1

**【公共交通等事業者との連携】**

- 市民バス運行管理事業、乗合タクシー運行事業（再掲）2-5

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

**6-1 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態**

**【復興を支える技術者等の確保】**

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1
- 消防団の充実・強化（再掲）1-1
- 地域防災力の強化（再掲）1-1

**【ボランティア受入れ体制の整備】**

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1

**6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【廃棄物処理体制の整備】**

事業名称	災害廃棄物の処理
事業概要	地震や水害で発生した災害廃棄物を処理するため、白石市災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場の設置、誘導及び管理並びに災害廃棄物の分別、廃棄物処理施設までの運搬・処分を実施

**6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

**【復旧・復興に必要な用地の確保】**

- 被災者支援システム事業（再掲）3-1
- 市役所情報インフラの強化（再掲）3-1

**【復興計画の策定】**

事業名称	該当なし
事業概要	—

**6-4 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態**

**【孤立集落対策の推進】**

- 災害時情報伝達事業（再掲）2-3
- 災害時優先電話の管理・周知（再掲）2-3
- 災害時におけるホームページ・SNSによる情報発信事業（再掲）5-1
- デジタル防災行政無線の整備（再掲）2-3

**【生活再建への支援整備】**

- 被災者支援システム事業（再掲）3-1
- 市役所情報インフラの強化（再掲）3-1

**【地域防災力の強化】**

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1
- 地域防災力の強化（再掲）1-1

**【コミュニティ強化の支援】**

<b>事業名称</b>	人と地域が輝く未来共創交付金事業
<b>事業概要</b>	「まちづくり宣言」に基づき策定された、住民が自主的・主体的に実施する地区計画の活動や事業など、地域コミュニティの形成に資する活動を支援

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1
- 地域コミュニティ構築事業（再掲）2-3

**6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

**【コミュニティ強化の支援】**

- 地域コミュニティ構築事業（再掲）2-3

**【文化財の保護】**

事業名称	文化財の防災対策
事業概要	災害に備えて文化財の転倒・倒壊防止策や耐震補強及び存在する場所等の状況を把握
事業名称	文化財保護事業
事業概要	災害で滅失・散逸する可能性が高い文化財は、災害発生前にその所在を把握して記録。災害後は、文化財の損害の有無を確認し、資料レスキュー事業のもととなる基礎調査を実施。

**【自然景観の保全】**

- 公園施設維持管理委託事業（再掲）1-1
- 公園施設長寿命化対策事業（再掲）1-1

**6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

**【風評対策の充実・強化】**

- 災害時におけるホームページ・SNSによる情報発信事業（再掲）5-1